

子ども・子育て会議基準検討部会（第5回）
議事次第

日時：平成25年9月20日（金）13:00～16:00

場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (2) 地域型保育について
- (3) 確認制度について
- (4) 公定価格について
- (5) その他

3. 閉会

【配付資料】

- 資料1-1 「新設」の幼保連携型認定こども園の認可基準について
- 資料1-2 既存施設から幼保連携型認定こども園への移行における特例について
- 資料1参考 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- 資料2 地域型保育について
- 資料3 確認制度について
- 資料4 公定価格について
- 参考資料 委員提出資料

○無藤隆部会長 それでは、定刻になりましたので、第5回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員及び専門委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田浩志参事官 委員の御出欠について御報告を申し上げます。

荒木委員、尾崎委員、内田委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、高知県教育委員会教育長の中澤様、秦野市教育委員会教育総務課長の山口様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様にそれぞれ御出席をいただいております。

また、榊原委員はまだお見えでございせんが、若干遅れるかもしれないということで御連絡を頂戴しております。

以上でございまして、委員総数31名中27名の御出席ということで、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては、議事次第に記載のとおり資料をお配りしておりますので、漏れなどあれば、事務局にお申し付けください。

また、先日、私及び大日向代理に御一任いただいたところの小規模保育事業につきましては、現在、事務方におきまして小規模保育事業の開始に必要な要綱を作成中ということで聞いておりますので、その内容が固まり次第、また、基準検討部会にも情報を提供させていただくことになるかと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、4つということでいろいろあるのですが、幼保連携型認定こども園の認可基準を、50分程度の説明、御議論と考えております。

続きまして、地域型保育について40分程度での御説明、御議論。

3番目が確認制度。これにつきましても40分程度の御説明と御議論。

最後に公定価格。これも40分程度の御説明、御議論をお願いしたいと思います。

4つの議題でかなり多いわけでありまして、時間としては4時までの3時間ではありますが、恐らく時間としては厳しいかなと思っております。ということで御発言の御希望が多い場合には、今日は全員に御発言いたしかねる場合もあるかと思っておりますので、お許しいただきたいと思っております。

また、本日の議題はこの4つとも全て、今日で決着をつけるということではなくて、次回以降も議論を続ける予定でございます。ということですので、意見をいただく場合は次回以降にまたございます。また、その間に必要に応じて書面等で事務局のほうに意見を出していただくということもよろしくお願ひしたいと思います。4時まで円滑な議事進行に御協力をよろしくお願ひいたします。

いつものことではありますが、非常に多い委員の方で端っこのほうが私から見て見えにくいところもありますので、しっかり挙手をしてください。よろしく願いいたします。

それでは、幼保連携型認定こども園につきまして、御説明をお願いいたします。

○蝦名喜之幼児教育課長 お手元の資料1-1、1-2、資料1参考という3つの資料を幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、御用意をさせていただいております。

資料1-1は、前回までも御議論をいただきました幼保連携型認定こども園の認可基準、特に新設の基準。既存の幼稚園や保育所から移行ということではなく、新設で設けるとした場合に認可基準はどうあるべきかの御議論をいただいておりますが、その中でも特にこれまでも多数御意見もいただき、ぜひ集中的に御審議をお願いできればというものをピックアップいたしたものでございます。

資料1-2は、前回も少し資料の中に記述をさせていただきましたが、幼稚園や保育所を足がかりにして、幼保連携型認定こども園に移行しようとする場合に、現行制度のもとでは幼稚園をお持ちの園が保育所を新しくつくって認定こども園になる。逆のパターンもあるわけですが、そうした場合に移行の特例を設けてございます。それと同様に今回特例を設けることについては前回、前々回と御議論をいただきましたが、そもそも現在の特例がどうなっているのかということについての情報が欠けてございましたので、それらを対比できるようにということで資料を御用意させていただきました。

資料1参考とありますのは、前回提出をさせていただきました資料に、前回にいただいた御意見を付記させていただいたという性質のものでございますが、本日は資料1-1と1-2を中心に御議論をいただけたらと考えてございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、資料1-1『新設』の幼保連携型認定こども園の認可基準について（特にご議論を頂きたい論点）」という資料につきまして、御説明を申し上げます。

1ページ、論点を絞り込んだ資料になってございますが、1つ目に園長等の資格について御議論をぜひお願いしたいと考えております。

1ページ目は、幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれの現状が少し薄い色で表を用意させていただいております。

検討事項1として、以下の対応方針とすることでどうだろうかということで、1つには、園長は原則として、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職または児童福祉事業の一定の経験がある者とするとし、ただし、これと同等の資質を有する者についても認めるということとしてはどうかということについて御議論をいただけたらと思います。

2ページ、検討事項2とございます。先ほど申し上げましたようなことを対応方針としてはいかがでしょうかということに伴って、教育職または児童福祉事業の一定の経験とありますが、その内容についてはどのように考えるか。現在もこうした経験の種類については、教育職、児童福祉事業それぞれに定めがございますけれども、こうした現行の取り扱いを踏襲するということがよしいかどうか。

2点目として、この場合、こうした経験、年数を求める期間について、どのように考え

るか。例として挙げましたが、教育職と児童福祉事業。これらを合算することができるとして5年という取り扱いなどは考えられないだろうかという御提案でございます。

3ページ、検討事項3をお示ししてございます。免許資格はいずれも有し、一定の経験ということ为原则としつつ、これと同等の資質を有する者についても認めるという扱いとしたときに、この場合の同等の資質、内容をどう考えるかということで、事務局として、このような極めて定性的ではございますけれども、人格が高潔で、幼児教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、一定の経験がある者と同等と認められる者といったような要件は考えられないだろうかという御提案をさせていただいております。

また、その際にこうした同等の資質があるかないかということについては、基本的に設置者が判断をするということではいかがであろうかというような御提案でございます。

4ページからは論点2で、職員配置基準でございます。

4ページは全体として、幼稚園と保育所と認定こども園の職員配置基準についてどうなっているかということ、あるいは学級編制基準についてどうなっているかをお示しをしております。

幼稚園につきましては、35人以下という学級編制の基準と各学級に1名ということが設置基準において定められてございますけれども、施設全体として必要な職員の配置はどうあるべきということについては、特段の規定がないというのが現在の状況でございます。

一方、保育所につきましては、年齢の区分ごとに、子ども何人につき保育所1名といったような職員配置基準が存在をしているということでございます。

認定こども園の現在の取り扱いは、こうしたものを組み合わせまして、特に幼稚園については35対1のような考え方で必要となる職員の数を算定しているというような取り扱いになってございます。

5ページ目に検討事項をお示しさせていただいておりますが、今回これまでの幼保連携型認定こども園とは違い、幼児教育・保育を行う単一の施設であるということ踏まえますと、全体として職員配置基準を設ける必要があるのではないか。そのほうが園の円滑な運営に資するのではないかと考えており、満3歳以上の教育課程にかかる教育時間も含めて、保育所と同様に職員配置基準を設定することについてはどうだろうかというような提案をさせていただいております。もちろん、この点については公定価格の議論、お金にかかわるところではございますので、それらの進捗と合わせての検討が必要であろうと考えております。

検討事項2としては、満3歳以上の学級には、先ほどの職員配置基準を設けたとして、それにより求められる職員のうち、専任の教諭1人を置かなければならないとしてはどうかということ。また、そうした教育活動を行う職員については、指導計画の策定、教材開発、園内研修などの時間の確保に留意をする必要があるのではないかとお示しをしております。

検討事項3として、こうした教育部分も含めて、職員配置基準を設けることとした場合、学級編制基準そのものについて、どのように考えるかということも検討事項としてお示しをさせていただいております。

6ページからは論点3でございます。運動場等の設置、面積でございます。

検討事項1として、以下の対応方針としてはどうかとお示しをしておりますのは、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に運動場を設けることを原則とし、その際の面積は満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きいほう。満2歳の園児については、保育所基準による面積としたものの合計を必要な面積としてはいかがかということでございます。

その上で8ページに検討事項2を用意しております。代替地を運動場として認めるかというような検討事項でございます。これはそもそも代替地そのものを認める、認めないということではございません。本来この施設として備えるべき運動場として代替地を取り扱ってよいかどうかというようなことでございます。こういったことでこの点についての御議論をいただければと思います。

また、仮に認めるとした場合には、例えば現行の保育所や認定こども園における代替地の取り扱いの要件を参照としつつ、そうしたものに加えて、例えば排他的な利用が可能であることが確認できるといったような確実性を要件として求めるというような考え方についてどうでしょうかというようなお諮りをいたしております。

9ページには、屋上の取り扱いでございます。これも現在、幼保で取り扱えることになっている部分でございますが、屋上を運動場として認めるかということでございます。ここも、そもそも屋上を使っていいか悪いかということではなく、本来この施設として備えるべき運動場として屋上の部分も取り扱ってよいかどうか。端的に言えば、必要となる面積に算入してよいかどうかということになるかと思っております。

こういったことの2つ目でございますが、その場合、運動場等に求められる教育的な観点。これは子どもが自らの意思で自由に利用できる環境であることと考えてございますが、それと屋上利用に当たっての子どもの安全性の確保の観点の双方を満たす状態、どのようにしたら確保ができるのだろうかということについても御議論をいただければと思います。

10ページは論点4で、食事の提供、調理室の設置でございます。

検討事項1として、食事の提供範囲でございます。食事については、全ての園児に同じように提供されるということが望ましいものと考えられます。現在の認定こども園はこうした考え方に立っているわけでございますが、基準上は食事の提供を義務づける園児の範囲について、2号、3号の保育認定を受けた子どもとし、1号の認定を受けた子どもへの食事の影響については、園の判断とするということではいかがかと考えてございます。

2つ目として、前回も前々回も御議論をいただいているところですが、食事の提供義務が係っている2号、3号の認定を受けている園児に対する弁当の持参はどのように考えるか。例えば保護者から申し出がある場合等においては、可とするということは考えられる

のかどうかということをお示しをさせていただきます。

12 ページ、この場合に外部搬入の取り扱いをどうするかという論点でございます。

検討事項の2として、原則、給食は自園調理による提供とし、満3歳以上の園児については、現在の保育所の取り扱いと同様に外部搬入を可としてはどうか。外部搬入を認める際の要件については、現行の保育所の取り扱いを踏襲することとしてはどうか。

3歳未満児については現在特区がありますけれども、これらについてはその方向性を踏まえて検討することとしてはどうかとさせていただきます。

13 ページ、検討事項3も4もいずれも調理設備でございます。

検討事項3は、自園調理による食事の提供の場合には、調理室の設置を原則としてはいかがかということ。

ただし、食事を提供すべき幼児数が少ない場合、例えば幼保連携型認定こども園を考えると、食事提供が義務づけられる子どもが例えば20人未満もあり得ると考えられますが、こうしたケースについては例えば自園調理の場合であっても独立した調理室ではなく、必要な調理設備を備えていれば可とするということも考えられるかどうか。

その場合に必要な調理設備は、通常のキッチン設備をもとに提供すべき園児数に応じた設備内容を求めるということと考えられるだろうか。

検討事項4としては、外部搬入を認めるとした場合、その際に必要な調理設備は現在、保育所で同様のケースについて求めているものと同様としていかがかという御提案でございます。

以上、新設の場合の特に御議論をいただきたい論点でございます。

資料1-2につきましては「既存施設から幼保連携型認定こども園への移行における特例について（現行の特例と検討案との比較）」でございます。現行の特例と、今回新たな幼保連携型認定こども園について、既存の幼稚園、保育所を足がかりにして、新たな幼保連携型認定こども園を設ける場合の特例として考えられないだろうかというような内容の対比表になってございます。

1 ページ、建物及び付属設備の一体的設置ということで、現行の幼保連携型認定こども園におきましては、新設の場合も含めてということですので、厳密な意味での移行特例ではございませんけれども、一定の場合には建物が同一の敷地内、または隣接する敷地内がないというケースも念頭に置いて想定されているということでございます。これにつきましては、新設の場合の取り扱いの議論も踏まえた検討が必要ということに、一番右側の今回の検討の視点はなっております。

職員室の設置でございまして、特例対象は保育所となっております。これは現在、保育所をやっているところが新しく今の制度のもとでは幼稚園を設置して、幼保連携型になろうとする場合、その幼稚園部分について、どういう特例となっているかというふうにご覧をいただければと思います。

幼稚園は職員室が必置でございますけれども、保育所が新しく幼稚園を設ける場合には、

当該その幼稚園部分といいたししょうか。その部分については職員室と他のスペースの兼用が可能であるという取り扱いになってございませす。これを新しい仕組みのもとで保育所を足がかりにして、新しい幼保連携型認定こども園をつくる場合には、現行の取り扱いと同様に兼用可としてはどうかという御提案をさせていただきます。

2 ページは、園舎・保育室等の面積。現行の特例は、保育所が現在あり、そこに新しく幼稚園を設けて幼保連携型にする場合には、全体として保育所の面積基準を満たしていれば可という扱いになってございませす。また、その下の幼稚園の特例となっている部分については、現行の仕組みのもとで幼稚園が保育所を新しく設ける場合の保育所部分を含めてどうなのかということございませす。

検討の視点としては、保育所を足がかりにする場合は保育所の面積基準、幼稚園を足がかりにする場合は幼稚園の面積基準を満たしていればよいとしてはどうかという御提案になっております。

保育室等の設置階につきましては、現在、保育所をお持ちのところは新しく幼稚園を設けて幼保連携型をつくる場合の取り扱いとして、2階設置の場合の耐火建築物を求めるといったようなもの。3階以上の場合には、耐火建築物であれば保育室を置くことができるというようない取り扱いは現行の特例ございませす。こうした取り扱い、新しい制度のもとでこれまでの特例と同様の特例とするとしてはいかがかという御提案ございませす。

幼稚園につきましては、現行特例がございませすけれども、これの裏返しのような形で現在の幼稚園の基準と同様でよいというようない特例が考えられるかどうかという御提案ございませす。

3 ページは、運動場の設置であります。これは先ほどの新設の場合にこういいた取り扱いになってございませすので、純然たる特例ではございませすけれども、代替地は屋上を本来必要とされる運動場として取り扱う、面積算入するということがどうかについては、新設の取り扱いの議論も踏まえて御議論をいただければと思ひませす。

運動場の面積につきましては、保育所から幼稚園を新しく設けて移行する場合には、全体として保育所に求められるスペックでよいというようない取り扱ひに現行になってございませす。幼稚園については逆のことが言ひませすけれども、それぞれ現在の幼保連携型認定こども園の取り扱いを新しい幼保連携型認定こども園になっても踏襲してはどうかという御提案ございませす。

一番最後に調理室の設置とございませす。これは現行では特段こういいた特例はございませすけれども、移行促進という観点から幼稚園からの移行の場合、運動場等に調理室や設備を増設するといいた場合に、必要面積の確保に支障が生ずる等の場合は、調理室等の増設部分の面積を運動場の必要面積から控除することができるというようない特例は考えられないだろうかという御提案ございませす。

以上、幼保連携型認定こども園の基準関係の資料の御説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、御意見、御質問の方は挙手をお願いしたいと思います。まずは一とおり挙げていただけますか。

それでは、端からということで清原委員からお願いします。

○清原慶子委員 ありがとうございます。全国市長会三鷹市長の清原です。

幼保連携型認定こども園の新設の認可基準について意見を申し上げます。経過措置や特例を配慮しつつ、特に幼保連携型認定こども園を新設する際には、「目指すべき最善の施設として調理施設や運動場、保育室の面積など一定の基準を満たす」という方向性。そして、幼稚園または保育所の基準の内容が異なる事項は、「高い水準を引き継ぐ」という方向性は重要です。待機児童解消のためにということで基準の緩和だけが有効策とされないように、しかしながら、その上で移行の特例は検討していくという状況を再確認させていただきま。その上で個別の論点を幾つか申し上げます。

「論点1、園長等の資格」について申し上げます。「原則として教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ教育職または児童福祉事業の一定の経験がある者とし、設置者が責任を持って判断する際には、教育や保育の専門性、資質のみならず、同等の資質を有すると設置者が判断するものについても認める方向」が示されています。

これは重要なポイントですが、その際の判断の基準として、会計管理等のマネジメント能力や地域社会と連携できる人柄といったようなものも要素として含んだ判断が求められると思います。

「論点2の職員配置基準、学級編制基準」について申し上げます。「満3歳以上の教育課程に係る教育時間を含めまして、保育所と同様に職員配置基準を設定し、満3歳以上の学級には専任の教諭を1人置くことで学級編制にも対応する方向」に賛成をいたします。

さて、その際に人員の配置基準というのは処遇の改善にも大いに関連します。したがって、学級編制基準については、経営実態調査の結果も踏まえすと「1クラス30人程度を目標」にしつつ、現行の幼稚園と、すなわち「1クラス35人以下」という職員配置基準と調整をしていくということ。これが検討課題になると思います。加えて、3号認定から2号認定への接続の観点から「3歳児の配置基準の改善」、また、現行の都内の認可保育所で通常実施されております2歳児よりさらに厚い1歳児の配置基準、1対5への改善も「保育の質」の確保から検討すべきと考えます。

「論点3、運動場等の設置面積」ですが、この際、原則は園舎と同一の敷地内または隣接する位置としながら、代替地や屋上の使用について議論すること。これは極めて重要な方向性であり、論点だと思えます。

ただ、この際に公園を排他的に利用するということについては、その他の市民利用者や在宅子育て家庭との間での利用調整には留意が必要ですし、なかなか容易ではないこともあるかもしれません。また、さきにも述べましたが、名称は「園庭」ということで中立的な表現のほうが今後ともいいのかなとも思っております。

「論点4、食事の提供と調理室の設置」についてです。食事は全ての園児に同じように提供することが望ましいのですが、基準上の義務づけの対象は原則2号、3号認定児童として、1号認定は園の判断とする方向性。また、原則調理室を設置した自園調理としますが、満3歳以上児の外部搬入について現行の保育所と同様とする方向が示されました。大変現実的な方向ではないかと思っています。

また、2号認定児童のお弁当の選択肢については検討する余地があると思いますし、とりわけ最近ではアレルギーのある子どもへの対応については課題として共通認識を持ったほうが良いと思います。

最後に「論点3、その他、既存施設からの移行における特例等」について、今回整理をしていただき、ありがとうございます。特に代替の運動場や面積基準など、既存の保育所や幼稚園からの移行の特例が認められているということは大変現実的で必要な対応だと思います。ただ、この間、経営実態調査をしていただきました。その結果を踏まえて、可能な限り教育・保育の質を確保するための要件を明示していくということも重要です。

その際、特に幼稚園の場合には、これから「調理施設の増設について運動場の面積に影響が及ぶということに対して配慮してはどうか」という御提案がありました。これも極めて現実的だと思ひまして、幼保連携型認定こども園の新設の場合の要件を踏まえながらも、移行措置については現実に即した、しかし、安全を確保した上での一定の移行の緩和というのも現実的だと思います。

以上、いずれにしても、子どもたちの視点から基準を最大限厳しい提案としておまともいただいている方向性は大変望ましいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、次に小室委員。

○小室淑恵委員 ありがとうございます。大枠の意見について1個だけ述べさせていただきたいと思います。

資料1-2におきまして、非常に現行の特例がどうなっているかがわかりやすく、大変助かりました。ありがとうございます。今どういった実績があるのかということがわかったことによって検討しやすくなったなと思っています。そういった中で特に現行の特例がきちんと今後も引き継がれるといいなと思っているのが、特にハード面の関係である運動場や調理室といったところ。これは現行の方たちにとって、現状の土地の限界からすぐには解決できない問題も多いかと考えられるので、こういった現行の特例は引き継がれるといいのではないかなと考えますという大枠の意見についてです。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員。

○榊原智子委員 論点をわかりやすく整理していただき、ありがとうございました。1

点だけ申し上げたいと思います。新設の認定こども園の基準についてです。

12 ページのところに、食事、調理室の関連で自園調理による提供を原則とし、満3歳児以上の園児については外部搬入を可としてはどうかという提案があります。満3歳以上の園児については外部搬入を可とするということは、特区の取り組みの中で保育所については取り入れられたものですが、その議論の過程をずっと見てきた者として、保育への公的な費用が捻出できない中で保育園をふやすための苦肉の策として一部容認された、この外部搬入という取り組みは保育の質を引き下げることが片目でわかっているけれども、片目つぶってという取り組みだったと記憶しています。

また、公立保育所を運営している自治体が公立小学校の給食センターを活用したいという要望に応じるという特区だったというのが入口だったわけで、どこでも外部搬入でどうぞという話ではそもそもなかったはずです。しかも公的にその費用を保育に対して、幼児教育に対してきちんと給付していこうという、この流れの中で、ここを新設の園に基準として認めていくというのは、私には大変違和感があります。

既存施設が移行していく際にハードルになってしまうから現実的に対応しようという流れの中では検討があっていると思うのですが、新設の園に、かつ、こども園というのは多様な子どもがいる場であるはずなのに一般的な外部搬入を認めるというのは、基準の低いほうをあえてとっているというようなことになってしまうのではないかという気がして違和感があります。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員、お願いします。

○古渡一秀委員 全国認定こども園協会の古渡です。

まず、新設の幼保連携型認定こども園の基準についてです。確かに清原委員、榊原委員からお話があったのは非常に大事なポイントだと思っております。かなりよくまとまってきたはいると思っておりますが、1つだけちょっと抜けているのかなと思ったのが、例えば論点2以降の職員配置の観点です。もちろん施設全体の配置基準は正しいと私も思っております。ただ、認定こども園の必須機能である子育て支援、要するにその園の保護者に対する子育て支援をするための職員配置という観点が多分これは抜けているように私は思いました。

それは逆に言いますと、要するに移行措置の観点でも多分同じような問題が出るのかなとは思っておりますが、やはり今後、子育て支援という必須の観点から考えましても、その論点はやはりここに入れておくべきではないかと思いました。

運動場と園庭の問題だったのですが、新設の場合であれば、確かに基準の高いというのはもちろん正しいと思っております。ただ、場所、要するに都会とか地方によっては多分差があるのではないかというのは鑑みる必要があるのではないかと考えています。そういう意味では、運動場なのか園庭なのかというのでは、意味がかなり変わってくると思いますので、その辺もぜひ御検討をお願いしたいと思いました。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條泰雅委員 大きく3つございます。

参考資料は御説明がなかったのですが、お聞きしたいことがあるのでよろしいでしょうか。18ページの保育室等の設置階のところ、幼稚園について「園舎は2階建て以下が原則。(特別な事情がある場合は2階建以上も可。)」というのは間違いではないでしょうか。御確認をいただきたいと思います。

2番目でありますが、移行特例の話であります。前回発言させていただきましたように、そもそも総合こども園ということで、そこへの移行を義務づけるという場合に移行特例を置かざるを得ないというのはよくわかるわけですが、そうではなくなったわけであります。希望するものが移行するということですから、学校としての基準を満たすものが移行すればいいのであって、移行の特例というのは必要がないということをお前回申し上げました。

それに加えて、そもそもこのたびの新幼保連携型認定こども園というのは、前回、古渡委員から御発言がありましたけれども、認定こども園は機能としての一体化であって、施設の一体化ではなかったはずだという御発言がありました、まさにそのとおりであります。

したがって、当時の考え方からすれば、例えば公立保育所の0、1、2歳と、私立幼稚園の3、4、5歳が連携するということが可能である。そういう仕組みであったはずであります。そういうことがこのたびはできなくなる。施設としての一体化ということになって、全く新たな学校教育法1条に位置づけられるのではない、認定こども園法に根拠を置く全く新しい学校ができるわけであります。

したがって、移行ということは実際にはないわけですし、全てが新設であります。したがって、移行特例というのは論理矛盾であると考えます。とは言え、質の低下をきたさないような特例というものをそれぞれの地域において、必要な範囲内において検討することは、これはあってしかるべきだと思いますので、それはそれでよろしいと思いますが、原則は移行特例というのはあってはならないはずだということであります。

3番目は、給食の問題でございます。給食については、これも前回申しましたが、公費でしっかり見ていただくということであるならば、これは質を高くしていただいて、ちっとも構わないわけですが、とは言え、弁当の持参を認めないということは、国民の普通の感覚からいって、ずれているのではないかと思います。食事、食べるということは極めて重要なことでもあります。したがって、それを保護者から一律に奪うということは、なされていいのでしょうか。

また、給食についての今、実際に行われているコストについて、前回ではなく、もっと前にお伺いしましたが、お答えが出ておりません。恐らく国としては地方の実態を把握しておられないということであろうと思いますが、このたび実態調査をなさったわけですか

ら、それを踏まえて給食、子ども1人当たりの1食のコストというのは示されるべきだと思います。その上でどういう給食にしていくのかということを考えていくのが正しいと思います。

さらに最後につけ加えさせていただきますが、調理室等あるいは調理師等を置くということではありますが、基準は一体どうなっているのか。基準がない調理室の設置とか調理師の配置はあり得ないと思いますので、その基準がどうなっているのか。これをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

宮下委員、お願いします。

○宮下ちづ子委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。ありがとうございます。

新設の認可基準についてですけれども、質の高いほうに基準を定める方向で進めてくださっていることに対して、感謝しています。

まず、6ページ、運動場の設置についてでございます。子どもの遊びの連続性の面から考えましても、やはり同一の敷地内、または隣接する位置とすることが必要であると毎回申し上げておりますが、今回も重ねて申し上げたいと思います。

8ページ、代替地のことについてでございます。代替地は基本的には賛成できませんが、もし代替地を認めることになるならば、現在の認定こども園の要件を最低限満たすことが必要であると考えます。

9ページ、運動場の屋上使用について、子どもの安全性や情緒的な安定、災害時における誘導避難等を考えますと、2階の屋上使用までとすべきだと思います。

そして、最後に給食についてでございます。親がつくってくれたお弁当を食べるのは、子どもにとっては非常に大きな喜びであると考えます。そういう意味でも、お弁当を子どもたちから取り上げるような施策にさせていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員。

○吉田大樹委員 ファザーリングジャパンの吉田です。

論点4のところですか。これも委員方々から出ていますが、食事の提供義務についてです。お弁当にしたいというニーズは余りないと思うのですが、場合によっては、これから多様な社会になっている過程の中で、宗教上の問題だとか、そういう可能性も出てくると思いますので、しっかりとその余地が残るような条項をきちんとつくっておくべきではないかと思えます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊廣吉委員 新設の幼保連携型認定こども園の認可基準の特に御議論をいただく論点ということで説明があったわけですが、この意見を申し上げる前に、参考1に幼保連携型認定こども園の認可基準がありますが、この28ページについて御意見を申し上げさせていただきます。

28ページの運営についての基準の「(1) 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等」についてであります。対応方針として保育所と同様とする案が示されております。現行の保育所では「入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない」とされております。

この点について、私ども新潟県では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しております。ここでは男女平等及び人権施策推進の観点から、国籍、信条、社会的身分のほかに性別、障害を追加した独自規定を設けております。今般の新制度が全ての子どもを対象にしていることに鑑み、幼保連携型認定こども園の認可基準についても性別、障害を加えてはどうか。

その際、先週の子ども・子育て会議において多数意見が出たところではありますが、また、私自身もこれまで繰り返し申し上げてきたところでもあります。現場では障害児への対応が一番の課題となっていることから、必要な職員の確保と現場の受け入れ態勢の強化を確実に行うべきではないかと考えます。

次に、資料1-1の論点1の園長等の資格についてであります。基本的には検討事項1、対処方針、それから3の検討事項について賛成であります。これについては、ややもすると、幼稚園教諭、保育士の資格のみに決めてしまうと、いわゆるトップ経営者としての経営能力といえますか、運営方針といえますか、これが専門職的な感覚で取り扱われてしまうのではないかと。やはり柔軟な社会性を持った責任能力が多様な形で発揮できるような人材確保という意味からも、必要なのではないかと考えます。

そういう意味では、同等という形で対処方針が示されているわけですが、私はこれまでのとおり、例えば公立であれば首長が判断するとか、園であれば経営者が判断するとか、そういう判断でいいのではないかと考えます。

論点2の職員の配置基準であります。基本的には検討事項1に示されていることに賛成であります。現状でも規定こそされておきませんが、公立の幼稚園では、私の町でもそうですが、ほとんど保育所の基準を参考にしながら、実態として運営しています。そういうことからして、検討事項1には賛成できるということでもあります。

次に、論点3の学級編制についてであります。これも現状では少子化の一端の中に1学級30人以下で運営しているところがほとんどではないのかなど。これは公立と私立によって若干違うところがあるかも知れませんが、やはりそういった実態があるわけでありますので、そのことを考えれば、現行では30人以下という学級編制基準もあるわけでありますが、これらは思い切って踏み込んで30人以下という基準を定めていってもいいのではないかと考えます。

次に、論点3の運動場の設置、面積、論点4の食事の提供、調理室の設置等について、いろいろと検討事項、対処方針が示されておりますが、これについては原則、考え方、方向性については、私は賛成であります。

以上であります。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、秋田委員、お願いします。

○秋田喜代美委員 東京大学の秋田です。

まず、幼保連携型認定こども園を新設と移行を明確に分けて、論点も4点を明確にお出しただいたという事務局の整理の仕方に謝意を申し上げたいと思います。基本的に新設では、高い基準、移行に関しては移行しやすくということで、私は資料1-2に関しては事務局がお出しくださったものに賛成でございます。

新設の場合につきまして、特に園長の資格についてはこだわっていたわけですが、けれども、検討事項として教諭免許状と保育士資格を有する、かつ一定の経験がある者とする。あるいは同等の質を有する者について認めるという方針に賛成でございます。そのときの一定の経験ということについては、合算型が妥当なところになるのではないかと、ここで、これを5年とすべきなのか、保育所の基準のほうの2年とすべきなのか、このあたりは少し柔軟に議論をするということもあってよいかもしれないと思っています。

大事なところは検討事項3でございます。同等の資質があるという、その同等の資質というのは、免許状資格ならびに一定の経験というものに関する同等の資質ということを考えてときに、例えば現行の幼稚園長としての資質を認められるだけではなく、保育所長としても、保育所の方では研修によって、受講をもって資質があると認めているわけですから、その受講をもって幼稚園園長にも保育所園長とも同等と認めるとか、保育所に関しての所長が幼稚園長資格を持っていない場合に関しても、これまで、保育所長では研修で認められてきたので、幼稚園長研修を保育園長にも受けていただくことで幼稚園園長と同等と認めるというように、やはり学校教育法と児童福祉法の両方の最低の理念については、再度同等の資格として認めるのに何らかの研修を受けていただくということは必要ではないかと思えます。

マネジメントと同時に、私はやはりリーダーシップというものが今後の幼保の展望を考えていく上で重要なところになると思いますので、この同等の資質という場合に、やはりその両資格あるいはその両方の資格それぞれに同等の資質があるということ認められるような方策を考えていただきたいと思えます。

論点2でございますけれども、職員配置基準並びに学級編制基準でございます。職員配置基準を基本にして考えていくということで、学級編制基準に関しては私もこれまで30人以下が望ましいとお話をしてきましたし、今も考えておりますが。ただし、これはかなり大きな変更も必要になることですので、長期的に考えていただくのが良いと思えます。乳幼児の施設の場合はさまざまな異年齢の子どもがおり、認定こども園等ではかなり時間

が学校教育よりも長くなって、さまざまな職員が交替でかかわるといふことにもなりますので、職員配置基準を基本に考えていくということでもよろしいのではないかと考えます。

ただし、検討事項2で、少なくとも満3歳以上の学級に専任の教諭は職員だけではなく、1人は置かなければならないということだけは学校教育法にかかわりますので、これだけは義務づけていただきたいと思ひます。また、その教諭のみではなく職員も含め、ここに書かれている指導計画作成教材開発、園内研修などの時間を確保していただく。やはり職員全体で教材開発や園内研修に取り組んでいく時間を含めて労働時間として考えていただくことが必要だと思ひます。これが公定価格と関わってくるのは重々承知でございますが、単純に教諭資格という問題だけではなく、質の向上というためには、その職員全体の資質の向上が鍵になってまいりますので、そのあたりを明確にして、ぜひ検討事項2を大事に考えていただきたいというのが論点2に関してでございます。

論点3に関して、私が最も今回の会議で提案をしたいのは、運動場の名称をどうするか。運動場、屋外遊戯場という言葉は少なくとも、今、幼稚園も保育所でも日常の用語では使用しておりますが、遊戯場に行こうとか運動場に行こうと言うところはほとんどないはずで、園庭という概念を誰もが使用し考えております。

この際、両省令を改正していただき、「園庭」と名称変更をしていただきたい。認定こども園では園庭というより、省令改正ということで、保育所、幼稚園、新設の認定こども園、どこまで改正が可能かわかりませんが、全ての施設を通して園庭という概念のもとで論じていただきたいと思ひます。面積は移行の場合のさまざまな特例があり、実務上新たな土地を広くとったりはできなくても質を向上していくためには、単純な運動と遊戯ではなく、保育所保育指針、幼稚園教育要領の保育・教育を実現するのに必要な環境を準備するものとしての「園庭」というものを同一敷地内あるいは隣接等に置くということが大事ではないかと考えます。

子どもが自らの意思で自由に利用できると同時に、やはり単に自由に遊ばせているだけではなく、保育課程、教育課程を編成してやっていますので、それを保証できる空間としての「園庭」という名称にお変えいただくことを保証いただくということが、限られた面積の中でも、より質を向上していくために必要ではないかと考えております。

その上で、その代替地を考えるというような場合においても、屋上を運動場とするかというようなところにおいても園庭という概念から可能かどうかということも議論すべきではないかと考えています。それが論点3に関してでございます。

論点4に関しても食事の提供というところにおいて、少なくとも2号、3号の子どもたちに義務づけの基準ということは必要ですが、私たちは保育所や幼稚園では子どもに食事を提供するだけではなく、そこで食育を含め、その食事を通して生活や教育ということの習慣を育成し、その食の文化というものに出会う大切な場であります。

そうしたことを考えて、その園が考えている判断で柔軟に、特に例えば保育所の方でもお弁当を持参したいという方にはしていただくとか、園で年に1回や2回はみんなでお弁

当を持ってくるというようなことも必要かもしれませんし、そのような柔軟性ある対応ができると思います。当然2号、3号の子どもに義務づけで提供するということは必要であります。そうした発想から単純に食事と調理室の設置というだけではなくて、保育所保育指針、幼稚園教育要領の実現ということで、今後新しい認定こども園保育要領に何を書き込むかということとセットでこの問題はぜひ考えていただきたいと思っております。

当然のことながら自園調理が望ましいわけですが、外部搬入を含め、3歳以上については考えるとしても、乳児に関しては質を下げないという意味でも、基本はやはり自園調理ではないか。特区等の見解を踏まえることなく、やはり質が何が高いかということがわかっているのでしたら、そちらに合わせるべきではないかと考えます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、岩城代理人、お願いします。

○岩城眞佐子代理人 全国国公立幼稚園の岩城でございます。

4点について申し上げたいと思います。大変論点が整理されていてわかりやすくなりましたことに感謝申し上げます。

まず、論点1の園長の資格でございます。経験年数については現状もそうでありますが、検討事項1、2で挙げられましたように、やはりこれだけの経験等は必要ではないかと思っております。そして、特に設置者が経験の内容について同等と認めることに関しては、研修あるいは設置者がきちんと判断するということの判断基準をきちんとしていただきたいと思っております。

論点2でございます。職員の配置基準についてですけれども、特に検討事項2のところ満3歳以上の学級に職員配置基準、専任の教員を置かなければならないという点について賛成でございます。学級担任が教育時間終了後に指導計画を立て、そして、明日の教育活動の準備を行い、園内研修などの時間を有するということが学校教育を保証することにつながると思っております。

論点3でございます。運動場についてです。今、秋田先生もおっしゃいましたように、運動場は単なる運動をする場所ということだけではなく、幼児がさまざまな自然に出会ったり、栽培活動を行ったり、自ら関わっていく教育環境として大変大きな意味を持つ場所でございます。施設設置上、代替地について検討しなければならない場合についても、ぜひ環境としての意味、園庭としての意味をしっかりと位置づけていただきたいと思っております。

論点4の食事の提供でございます。食事の提供については、やはり質の本当に担保された食事を提供するということが基本でございますけれども、例えば公立幼稚園の認定こども園の中にも月曜日をお弁当の日としている園がございます。そういったときに日曜日に親子で買い物をして、明日のお弁当に「何を入れましょう」ということを親子で話し合う。そして、またそれが親子の愛着を感じる場面になっていたり、そして、またお母さんも忙

しいながらも、明日のお弁当を子どもが楽しむ顔、喜ぶ顔に出会いたいと思って一生懸命努力をしている姿があるというような話も伺います。働いていてもお弁当を提供したいという家庭のそういった希望がかなえられるようお願いしたいなと思っております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員。

○奥山千鶴子委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

もう大分、委員の皆様から論点の整理等がされていますので、2つだけ、その中でもちょっと気になる部分をお話したいと思います。

1つは論点3の運動場の件です。このあたりで言うと、やはり都会での公園の現状は、午前中4園、5園の保育園の子どもたちが集まってきて遊んでいるという状況です。なかなか園庭が確保できない園が多いという現状もあると思います。そんな中で在宅の子育て家庭も来るということもありますし、公園管理をしている地域の方々、愛護会ですとか花を植えたりというような方々も、そういう意味では非常に公園等に関心を持っているわけです。

そんな中で子どもたちが、先ほど秋田先生からもありましたけれども、教育・保育の課程の中で、その園庭で過ごす。例えば、遊びや学びの中で花を摘むことだってあるかもしれない。そういったことも含めて、地域の中で子どもたちが公園をどう活用するかについては、地域の方々とも連携が必要ですし、その調整の中では行政がきちんと間に入ることも必要ではないかと感じております。その点が1つ。

それから、食事の提供、調理室の件です。先日ある認定こども園を利用されている保護者の方に聞いたところ、3歳以上については1号と2号の認定を受けたお子さんは混在クラスになっていて、食事も基本は給食ではあるが何回かお弁当の日もある。そのお弁当の日は多分義務づけではなくて可能ならということだと思いますけれども、そのようにしていて特に違和感がないというお話を聞きました。

ここでお伝えしたいのは、認定された子どもたちのことと、食事の問題で何かクラスが分けられたり、そういったことがないように配慮が必要ではないかということです。もしもこれまでの認定こども園の実践の中で、そのあたりがどんなふうに実際のところはされているのか。また、資料等があれば、教えていただければと思っております。

以上、2点でした。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

中澤代理人。

○中澤代理人 全国知事会からの御意見として申し上げます。

まず、論点1の園長等の資格の検討事項1でございます。これは教諭免許状及び保育士の両方の資格をを求めることを前提に、現行の制度におきましても同等の資質を有するものについての特例があることを踏まえますと、同様の特例を設けることが望ましいと考えて

おります。

論点2の配置基準及び学級編制基準でございますが、検討事項1の保育所と同様の職員配置基準とすることに関してでございますけれども、3歳未満児及び3歳以上の保育を必要とする児童の保育時間における職員配置は認可保育所と同等の基準としていただきたいと思いますと考えております。その上で検討事項2にありますように、幼保連携型認定こども園の特性を生かして質の高い幼児教育を提供するために満3歳以上の児童の教育課程に係る教育時間帯は一体的に学級編制をして、各学級において専任の教師を1人以上配置することが必要であると考えております。

検討事項3の学級編制基準でございますが、現在でも小学校の1～2年生でも既に30人学級で運営している自治体がございます。また、幼稚園においても3歳児については1学級25人を原則としている自治体もございます。現行の幼稚園基準であります35人以下については、質の高い幼児教育の提供の観点から少人数化の方向にあると考えております。

ただ、1学級の児童数を減少することは既存の幼稚園の整合性の問題、ハード面への影響、固定的な職員の急激な増という財源問題、こういった問題があって直ちに一気にはなかなか難しい問題があると認識をいたしております。

したがって、現在の小学校でも加配教員を充実させて、少人数学級に順次向かっているというような対応をしておるわけですので、この件についてもそういった対応を含めて少人数化への第一歩を踏み出していただきたいと思いますと考えております。その上で職員配置及び学級編制については、公定価格との兼ね合いも大きく関係しますので、公定価格と並行しまして、具体的な検討を進めていくことになるのではないかと考えています。

論点3の運動場の整備面積の設置についてでございます。都市部を中心としまして、まとまった一団の土地の入手が困難な場合もありますから、園舎と同一の敷地内または隣接する位置とするといったことが原則ですけれども、どうしても真にやむを得ない場合は近隣も認めていただきたい。このような意見がございます。

論点4の食事の提供、調理室の設置でございますが、検討事項2及び検討事項4と同様な意見が出ておまして、原則自園調理による提供としまして、満3歳以上の児童への食事の提供については、現行の保育所における外部搬入の要件を満たす場合に限り、外部搬入を可能としていただきたい。しかし、この場合においても現行の保育所基準と同様に、調理のための加熱保存等の調理機能を有する設備については備えることが必要だと考えております。

設備に関する基準のうち、園舎の件で安全対策を施した上で3階建て以上も認めるという方向ですけれども、南海トラフ地震対策を進めております自治体にとっては、非常に心強い方向性だと考えております。

最後に質の高い保育・教育の提供を進めていこうとしているわけですが、今後、公定価格と並行した議論となりますが、やはり運営が可能となりますような確実な財源を確保することが必要であろうと考えております。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、葛西委員と橘原委員、お願いします。

○葛西委員 論点1について、1点だけお願いします。私は助産師会の者ですけれども、まず4ページの検討事項3で同等の資質の内容は人格が高潔で云々、熱意指導、そういったものの能力を有する者であって、教諭免許状及び保育士免許資格を有し、かつ教育職または児童福祉事業の一定の軽減がある者と同等と認められる者。これを括弧でくくられていますね。それを設置者が判断するというので、参考として幼稚園長と保育園長が書いてございますが、この点については非常にあいまいだと思います。

参考として挙げられている2ページの資格ですが、1点お聞きしたいのは、幼稚園長については幼稚園の資格がある人が100%あるという理解でよろしいでしょうか。また、保育所長については保育園の保育士資格のある方が100%と考えてよろしいでしょうか。それとも保育所長の方は保育士資格のない方もやっていらっしゃるという理解なのでしょうか。

例えば教育・保育方針ということは専門職がかかわっているということであって、確かにマネジメントとか経営、そういった能力、地域とのやり取り、柔軟性ということが先ほどから出ておりましたけれども、まず根幹である教育方針・保育ということに関しては、資格が1つそこにあるのではないかと思います。

例えば病院などでは、病院長は医師です。その人が例えばマネジメントですとか、いろいろなことに長けているかということ、そうではないかもしませけれども、まず基本的にその資格というものが根底にあって、それで医療ビジョンや医師の使命、そういったものを学んできているからです。

そういったものがその資格というものに関して同等と認めることができるのでしょうか。今までの幼稚園、保育所のトップが歴史的な背景や運営方針にどれくらいかかわっているか。その違いが業界といたしましょうか、医療とそういった幼稚園・保育所というものの歴史的背景があるのかもしれませんが、どうも私にはその辺が理解できません。ですから、幼稚園と保育所の園長に関する資格を伺いたいということです。

なぜかと言うと、やはりトップであるからです。そういった人が教員、保育士の指導的な立場になるのではないかと考えるからです。

以上です。

○無藤隆部会長 では、橘原委員で終わりにしたいと思います。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

食事において、自園調理やお弁当の在り方は子どもにとって大きな問題です。また、その施設にとっても大きな問題だと受け止めています。

在園する全ての子どもにとって、子どもの偏食やアレルギー、食の細かい子への対応等の上からも食育を重視することが必要なことだととらえておりますし、そうした視点からも

自園調理がやはり必要であると考えております。ただ、幼稚園からの移行については、これまでの状況も踏まえてある程度柔軟な検討も必要なのではないかと、そのように考えております。

もっとたくさんありましたのですが、もう皆様方が申しあげましたので、私のほうからは資料1の総論的なところで発言をさせていただきたいと存じます。

幼保連携型認定こども園の協議がなされておりますが、これは幼保の特質を考慮し、次代を担う子どもたちにとって最良の施設となることを目指したものと理解しています。そうした視点から特に幼保の最も優れた機能を併せ持つものとして、構築していただきたいと思っています。もとより公定価格等の関係も切り離して検討することはできないということは十分承知した上ですが、公定価格を議論する際にも、このことが十二分に反映されることを期待しているところです。

またこれから論議される公定価格の設定については、全ての子どもたちの良質な保育・教育を保障する観点から、認可保育所との間に格差を生じることのないようにすることを特に要望したいと思っております。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか質問もございましたので、お願いします。

○蝦名喜之幼児教育課長 幾つかございましたうち、北條委員から御質問のありました幼稚園の園舎は2階建て以下が原則で、資料に特別な事情がある場合は3階建て以上も可とあるのは間違いではないかという御指摘ですが、現在の幼稚園設置基準の中で第8条がございまして、園舎は2階建て以上を原則とする。園舎を2階建てとする場合及び特別な事情があるため園舎を3階建て以上とする場合にあっては、保育室等々は第1階に置かなければならないというような規定がありまして、建物自体が特別な事情がある場合に3階建て以上となることは、今の基準でも許容はされております。

ただ、先ほどの論点にもございますけれども、保育室の設置階ということについては、3階建て以上については何も規定しておらず、これは認められていないという解釈でございます。

葛西委員から御質問のありました免許資格保有状況が今それぞれの園長においてどうなっているかということについては、完全にそれを言い当てた資料ではございませんが、資料1-1の2ページ目の一番冒頭に幼稚園長・保育所長の免許資格の保有状況があります。

幼稚園長につきましては1つ目のポツに、これは併有率ですので、これはお尋ねではないと思いますが、その次の免許資格の保有状況でこれは複数回答になってございますけれども、幼稚園以下、高等学校までの保有の状況がございまして、これは複数回答ですので何とも申しあげられませんが、100%にはなっておりませんで、現実に免許がない場合には10年の教職経験という形で園長になる場合もありますし、先ほど来の議論になっております同等の資質が認められた場合に園長になっている場合も幼稚園についてはあるというこ

とでございます。

保育所につきましては2つ目のポツに、保育士資格 72%という調査がございますが、これからしますと保育所長においても保育士の資格を持っていない方もいらっしゃるということでございます。100%にはなっていないということです。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

○橋本泰宏保育課長 先ほど北條委員から給食のコストについての御質問をいただきました。保育所の平均的な規模でございます定員 90 人のところのモデルでの保育所運営費の予算上の数値から試算をしたものでございますが、給食材料費と調理員の人件費を合わせまして、1月当たりでございますが3歳以上児で1万 1,653 円、3歳未満児につきましては1万 4,639 円と試算をしております。

もう一つ、調理室あるいは調理員についての基準の内容という御質問もあわせていただきました。調理室につきましては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準という厚生労働省令がございますが、この中で防火に関する幾つかの基準が設けられております。また、20人以上に対する給食提供ということになりますので、これにつきましては20人以上の給食を行う施設として食品衛生法に基づく基準が別途設けられてございますので、その点についてだけ触れさせていただきます。

調理員の資格等につきましては特段の制限は設けておりません。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、申し訳ありませんが、次の議題に行きたいと思えます。

次は、地域型保育ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 それでは、お手元の資料2のほうをご覧いただきたいと思えます。

1 ページ、前回までに小規模保育について議論をいただいたわけでございますが、今回以降におきまして、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育という残る3つの類型につきましの議論もいただきたいと考えてございます。

基本的な考え方を2ページに書いてございます。地域におけるさまざまなニーズがございますので、きめ細かく対応し、また、質の確保をされた保育を提供することを通じまして、子どもの成長を支援していこうというものでございます。また、地域型保育事業は施設として位置づけられております保育所等とは異なりまして、多種多様な場で、または多様な形態で保育を提供する。そういう事業として位置づけられております。各事業の特徴はこの下の表にございますように、家庭的保育の場合には家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かく保育を提供する。

そして、また居宅訪問型の場合には、居宅におきまして1対1を基本とするきめ細かい保育を提供する。事業所内保育の場合には、企業のほうの従業員の子育ての両立支援策として実施する。こういったそれぞれの特徴があるわけございまして、規模や場所についてはそれぞれ多様なものとなっております。

3 ページ、具体的に認可基準を今後議論していただく必要がございますが、一番下の〇にございますが、それぞれの類似の事業ですとか、あるいは地域の実情を踏まえながら、今後の基準の設定を議論する必要がございますので、実態調査の結果等を踏まえて検討を進めたいと思っております。なお、実態調査の結果につきましては、まだ集計ができておりませんので、次回以降、お示しをさせていただきたいと思っております。

また、基準を設定する場合には、現在のところからの移行等に配慮をすることも検討としては必要かと思っております。

具体的にまず4 ページ以降、職員数や資格要件についての表がございます。現状につきましては、保育所、家庭的保育、事業所内保育。事業所内保育はいろいろな形態がございます。一般的には認可外保育施設の基準が準用されるわけがございますけれども、ここでは雇用保険事業のほうから補助金を受けております施設の場合の補助基準という形で書かせていただいているものでございます。それから、認可外保育施設、前回までに御議論をいただきました小規模保育についての考え方。こういったものを並べさせていただきま

そこで具体的に個々の事業に即しますと5 ページでございますが、まず家庭的保育につきまして、現在この児童福祉法に基づく市町村事業という形で行われておりまして、家庭的保育者を置くという形で事業をしていただいているわけがございます。その上で主な論点として、まず1 つは研修要件でございます。当然、保育者としての質を確保する必要もございまして、また、今後こういったものが普及するにつれ、必要数の増大に対応するという必要もございまして。

そういった観点から、現在このところのページにちょっと小さめの字でございますが、基礎研修と認定研修という、この二通りの研修を行っております。基本的には、この家庭的保育者の場合には、全ての基礎研修、認定研修をしていただいております。基礎研修のほうは講義として約21 時間、それに実習2 日間以上、認定研修につきましては、もともと看護師の資格、幼稚園教諭免許あるいは1 年以上の家庭的保育の経験のある方については40 時間の講義。それから保育実習（Ⅰ）としまして48 時間。この合計88 時間のコースを認定研修として設けております。

一方で、家庭的保育の経験のない方につきまして、また、1 年未満の経験しかない方につきましては、この上のもにプラスして、さらに保育実習（Ⅱ）ということで二十日間の研修をしていただいているといった形になってございます。現在はそのような取り扱いになっているわけがございますけれども、今後この研修の内容あるいは実施体制ということにつきまして、見直す必要がないかということを一つの論点として挙げさせていただきました。

家庭的保育の補助者でございますけれども、この補助者は先ほどご覧いただきました、基礎研修を必ずやっていた上で、この3 人を超えて5 人まで子どもを保育する場合に必ず置いていただくということになってございます。3 人以下の預かりを行う場合にお

きましても、食事時間帯の対応など補助者の配置が望ましい場面もございますので、そういった点をどう考えていくかという点も2つ目の論点として挙げさせていただきました。

事業所内保育につきましては、保育従事者と職員数につきまして、今の雇用保険事業による助成対象施設の基準の関係でどう考えていくかということでございます。今の雇用保険事業の助成対象の中では、利用定員の下限が6人となっておりますが、特段それ以外の定員につきましての縛りはございません。したがって、20人以上という保育所と同じ規模のものもございますし、19人以下というような小規模保育事業と同規模のものも出てまいります。そういったこと等を考慮いたしまして、具体的にどう考えていくかというところが論点でございます。

居宅訪問型保育につきましては、1対1で保育をするというのが基本になりますが、その保育者の資質につきまして、現在の居宅訪問型につきましては、これに即した補助事業等がございませんので、特段のこの資格要件等の基準がございません。そういった現状を踏まえまして、職員の質の確保の観点からどう考えていくかというところが一つ御議論をいただくべきポイントかと思っております。

その際、この家庭的保育のように保育士に加えて研修修了者という者も可能な仕組みにしていくのか。あるいは保育士であるということを一律に求めていくのか等々、御議論が必要かと思っておりますし、また、研修の中身につきましては、現在この公益社団法人の全国保育サービス協会のほうで実施している認定研修が参考になるものとしてはあるかと思っております。

7ページ以降、設備や面積のハードの関係でございます。

8ページ、家庭的保育でございます。今の市町村事業の基準の中では、1人当たり3.3平米以上といった基準がございます。こういったものを踏まえて、どう考えていくか。事業者内保育のほうにつきましては、0・1歳についての面積基準のところにつきましては、いわゆる保育所との関係でどう考えるかというところがございまして、①で書いてございますように、雇用保険事業の中では基準でいきますと、1人当たり1.65平米となっておりますし、また、認可保育所との関係でいきますと、乳児室は1.65平米ですが、ほふく室のほうは3.3平米がございます。

小規模保育につきましては、前回までの御議論をいただきました中では、1人当たり3.3平米となっております。こういったものとの兼ね合いの中で、この事業所内保育につきましては、こういった基準で考えていくかというところは御議論が必要かと思っております。

また、今の雇用保険事業の中では、屋外遊戯場、園庭と呼ぶべきかもわかりませんが、こういったものについての基準はございませんので、そのところをどうするかというところの御議論もいただきたいと思っております。

居宅訪問型保育につきましては、特性としまして、相手の居宅において行うものでございますので、設備や面積基準を設けないというような方向でよいかどうかというところでございます。

9 ページ、給食の関係でございます。現在の家庭的保育事業等の中では、必ずしも自園調理を求めているわけではございません。家庭的保育者の居宅あるいは共同住宅などでの事業展開でございますので、必ずしも自園調理となつてございませぬけれども、そういった現行どおりの考え方でいくのか、それとも自園調理を求めていくのか。自園調理を求める場合において、外部搬入等の取り扱いをどうするか。また、その場合には、調理担当の職員をどうするか等々の論点がこれについても出てまいります。

事業所内保育につきましても、現在同じように、必ずしも自園調理を求めておりませんので、家庭的保育と同様の観点からの議論が必要と考えてございます。

11 ページ、居宅訪問型保育につきましても、論点のところを書いてございますように、ベビーシッターの場合には訪問先の居宅キッチンにおいて調理をしないというのが一般的でございまして、保護者のほうで用意した食事を食べさせることは可能と考えておりますが、調理はしないというのが一般的と考えられますので、こういった特性を踏まえながら、この居宅訪問型保育者による調理をどう考えるかということでございます。

12 ページ、耐火基準につきましては、基本的に家庭的保育について、いわゆる上乗せ規制的なものはございませぬし、事業所内保育については保育所と同様という形になっております。こういったものを踏まえて、それ以外に何か求めていくような必要なものがあるかどうかということ。

13 ページ、居宅訪問型の場合には、これも相手方の居宅でございますので、特段規制を設けないということでもいいだろうかというところがございます。

14 ページ、連携施設でございます。前回までの小規模保育の関係で、連携施設についていろいろ御議論をいただきました。家庭的保育の場合には、もともとこの連携保育所の存在が前提になってございますので、表のところこんな形で書かせていただいております。こういったものも現状踏まえまして、家庭的保育について、やはり連携施設を設けていくという方向で考えていくかどうか。その場合の役割につきましては、小規模と同様な保育内容の支援、あるいは卒園後の受け皿といった観点から考えていくかということでございます。

15 ページ、事業所内保育、居宅訪問型保育につきましても、やはり同じように連携施設を求めるといふ方向で考えるかどうかということでございます。また、事業所内保育の場合には、後ほど論点として出てまいります、その事業所に勤めている職員の子どもと地域の子ども、両方が存在するということになってまいります。そういう意味で、特に卒園後の受け皿を考えましたときに、そのところを同じように考えていかどうかというところは一つの議論になろうかと思ひます。

16 ページ、各事業において固有の論点ということで、3つほど挙げさせていただいております。

1つ目は、事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れということでございます。今般の児童福祉法の改正の中でこの事業所内保育事業を位置づけまして、子ども・

子育て支援法に基づく地域型保育給付の対象とするに当たりましては、従業員の子どもさんだけではなくて、地域において保育を必要とする子どもさんも受け入れていただくということが前提になってございます。その際にどの程度、この地域のお子さんを受け入れていただくのかというところの要件を定める必要があると考えてございます。

ちなみにということで、現在の雇用保険事業の中におきましては、自社で雇用する労働者の子どもさんが半数以上という基準で運営をされております。今後この点については緩和を検討することになってございますが、現在はそのようになっております。

※で幾つか並んでおりますように、病院内保育所につきましては、基本的にはその医療機関の従業員の子どもに限定されております。介護施設の中の保育施設につきましては、施設職員の利用に支障のない範囲において外部の利用も可となっております。また、この地域枠を設けずにやっていく事業所内保育施設。これも認可の対象にはなりませんけれども、引き続き施設として継続することは可能ですし、基準を満たせば雇用保険からの助成対象にもなり得るという点は変わりございません。

2つ目の論点といたしまして、居宅訪問型保育事業の位置づけでございます。居宅訪問型保育事業については、1対1対応ということが基本となります。そういう事業の特性上、どういった役割を担う事業と想定するのかということでございまして、考えられる役割の例としまして、1つは特に低年齢児に個人差が大きい障害児あるいは小児慢性疾患に罹患しているような乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応ですとか、あるいは2つ目の例といたしまして、保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応。こういったものを例として挙げさせていただいております。

ほかにもいろいろ考えられるかとは思いますが、要は保育所等と完全にパラレルな位置づけということでよいかどうかということが論点でございます。

3点目といたしまして、従来からこの部会の中でも御指摘をいただいております、居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用でございまして、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩時間が必要でございます。こういった点をどう考えていくか。

以上、幾つか論点を並べさせていただきました。今後こういった点についての議論を深めていただければと思っております。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、ざっと挙手をしていただけますか。ありがとうございます。

では、今度は右からお願いします。

○尾身朝子委員 ありがとうございます。商工会議所人口政策委員の尾身でございます。

事業所内保育事業について申し上げます。事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分考慮し、可能な限り弾力的な運用とすべきと考えております。最低限、現行の雇用保険事業による助成対象施設が認可されるようにすべ

きであると思います。

また、設置企業の従業員で施設定員を満たす企業の場合は、現実的には地域の子どもを受け入れることが困難なケースもあります。一方で、自社の従業員だけでは利用定員の下限人数を満たせないというような企業もございます。そのため16ページの「事業所内保育事業における地域枠の子どもの受入れ」についても、弾力的な運用方法を何とか考えていけないかということを検討していただきたいと思います。

また、1点御質問です。現行の雇用保険事業に基づく助成金対象施設と、新制度で認可される事業所内保育所との関係性を教えていただければと思います。例えば、新制度で認可がされた事業所内保育所が現行の雇用保険事業に基づく助成金要件を満たす場合には、雇用保険のほうからも助成を受けられるかどうか。この点を1点、後ほど教えていただければと思います。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山千鶴子委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

居宅訪問型保育事業についてです。ここに例示があるように、1対1対応が基本となる事業ということで、やはりその利用に当たっては何らかの理由が必要になってくるのではないかと感じております。ここに例示があるような障害児や小児慢性疾患等の乳幼児のほかの個別のケアということで幾つか考えられると思うのですが、例えば多胎児、双子ちゃんや三つ子ちゃんですね。

今ですと、なかなか同じ園に入れないとか、そういったことがあった場合に在宅でというのがあるのかとか、親が送迎が厳しい御家庭というのが考えられないのかとか幾つかあると思いますが、その基準を定めるのはなかなか難しいことだなと感じております。また、この場合、同じ保育者が同じ家庭に行くのか。それとも希望に応じて、それぞれ行くのかというところについてもどうなんだろうかというようなことも感じました。

以上です。なかなか居宅訪問型保育事業は地域子ども・子育て支援事業のファミリーサポートセンター事業もございまして、その辺との兼ね合いとか調整も今後出てくるのかなと感じております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、秋田委員、お願いします。

○秋田喜代美委員 2点でございます。

まず、1点は、先ほど尾身委員が言われました16ページ、事業所内保育事業でございます。現在、大学等におきましてもさまざまな事業所内保育所の一つとして、大学内に保育所を設けるというようなことも増えてきたり、いろいろな形の事業所内保育事業があります。一つに事業所内保育事業と呼びましても多様なものが出てございます。ですので、地

域枠の子どもの受入れに関して、できるだけ現行以上に弾力的な運用をお考えいただきたいというのが1点でございます。

もう一点につきましては、5ページ目の家庭的保育事業におきまして、その研修というものがやはり保育者の質を確保するという意味でも極めて重要であろうと考えております。幅を広げるという意味では、基礎研修と同時に認定研修が必要ですがけれども、今後ますます実施として、より専門的な知識も要すると思いますので、市町村だけではなくて、県を含め、専門的ないろいろな質の研修を提供できるようなことを考慮し、養成校等でもこうした者の研修を提供していくというようなことができるとうろしいのではないかと考えております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田大樹委員 16ページのところです。1点目は事業所内保育所のことです。自社労働者の要件につきまして、今後緩和を検討ということですがけれども、これについては賛成します。より周辺の住民の受け入れやすい体制をつくっていったほうがいいのではないかと思います。

もう一点は、居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用についてです。私自身も答えが見つからないのですが、労働基準法的には非常にデリケートな問題ですので、個人事業主という形であれば、恐らくここは問題ないと思いますが、地域型保育という形で給付を受ける場合、やはり雇用の安定という面から言えば、労働基準法の適用を受ける労働者がやるべきだと思います。

ただ、やはり休憩の時間の問題がありますので、ここは引き続き議論はしていかないといけないのではないかと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 では、山口委員、お願いします。

○山口洋委員 山口でございます。

16ページの居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用についてですが、もちろん原則として6時間を超える場合は自由に休憩を与えられないといけないという規定があるわけですが、これには例外規定がございまして、警察官、消防職員ほか、児童自立支援施設、乳児院、養護施設等に勤務する職員が児童と起居を共にする者は、自由利用の原則が適用されませんという例外規定があります。

同じようなシチュエーションが想定されると思いますので、これは労働局かどうかかわからないのですが、そういったところでこの規定を援用するような方向で動いていただくことはできないのでしょうか。

以上、質問です。

○無藤隆部会長 それでは、宮下委員、お願いします。

○宮下ちづ子 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

まず、5ページの論点1です。家庭的保育事業にかかわる保育者についてですが、質の確保の観点から言いますと、最低基礎研修と認定研修は受講する必要があると考えます。そして、さらに研修できる場を広げていくことも必要ではないかと考えます。

論点2、0～2歳児までの3人以下についての保育者の配置でございます。やはり食事の準備あるいは食事を与えるということから考えますと、3人に1人の保育士では到底できない部分もありますので、補助者の配置をぜひしていただきたいと思います。

9ページ、居宅訪問型保育事業でございます。これは限定された環境の中で、1対1で向き合って保育をするという場合が多いことから、保育者が子どもに与える影響は非常に大きいと思います。したがって、現在行われているようなベビーシッター資格認定制度と同等の研修体制が必要であると思います。

また、連携施設につきましては、小規模保育事業と同様にすることが大切であると思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木道子委員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

家庭的保育事業に関しまして、今、御説明いただいた資料2に沿って意見を述べさせていただきます。

まず、4ページ、職員数・資格要件についてです。

5ページの論点、研修の体制については、これまで議論がありましたように、都道府県や市町村を中心に、養成校の先生方の協力を得ながら研修を行う体制をつくっていただきたいと思います。

また、保育者や保育補助者の中には、年度途中で退職する場合がありますので、年1回の研修実施では足りません。都道府県の実施、市町村の実施、ブロック単位の実施など受講できる回数を多くしていただくことが必要であると思います。

論点2の家庭的保育補助者についてです。家庭的保育者1人で子どもを3人まで保育することができることになっておりますが、実際には1人で異年齢の子ども3人の安全を守りながら、外遊びに連れていったり、子ども一人一人の発達の過程にふさわしい保育を行うことは非常に難しいものがあります。

そこで新しく家庭的保育事業を導入した自治体では、子ども3人以下の場合でも終日、家庭的保育補助者とともに複数保育体制を義務づけるところもありますし、義務づけない地域でも特に安全面への配慮から子どもが3人以下の場合も外遊びが含まれる午前中の活動から昼食の準備、昼食、午睡に入るまでの時間帯を家庭的保育補助者とともに保育を行うことが標準化しております。

自治体から保育者補助費が十分に助成されているところと、家庭的保育者が時には自分

自身の労働対価を削ってでも補助者を雇用しているところなどのばらつきがあるのが実情です。国庫補助事業では子どもが3人以下の場合も、子ども1人につき月額約2万6,000円の補助金があります。これを時間に換算しますと、子ども1人につき1日約1時間、子どもが3人いる場合には1日約3時間分の補助者雇用費となります。

しかし、3時間では外遊びの準備から、外遊びから帰ってきて昼食を食べて午睡に入る前の時間までしか雇用はできません。睡眠中の呼吸確認、特に0歳児はSIDSや乳児窒息死が起こりますので、子どもの呼吸チェックも大切な仕事になっています。子どもの午睡時間は家庭的保育者にとって休憩時間ではないわけです。むしろ緊張する時間になっています。集中力を途絶えさせることなく、長時間の保育を行わなければならない家庭的保育者には、十分な休息時間をとることも必要となってきます。

補助者雇用費を子ども1人につき月38時間。38時間というのは子ども1人につき、1日当たり約1.5時間のことで、今よりも30分ふやすこととなりますが、30分ふやしていただくことによって午睡明けまでの複数体制が確保できて、その間に家庭的保育者が昼食などの休憩時間をとることも可能になりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

さらに産休明け保育を交えた異年齢保育の場合には、0歳児は睡眠など、ほかの年齢の子どもとの生活時間に違いがありますから、1対1の対応が余儀なくされてまいります。0歳児加算として雇用費を増額している自治体もあります。より安全で安心な家庭的保育のために、受託児3人の中に0歳児が混じる場合は、終日8時間保育者が複数体制となるように補助者雇用費を確保していただきたいと思います。

7ページの「(2) 設備・面積基準」については、現行の基準で問題ないと考えております。

9ページの「(3) 給食(自園調理)」についてですが、現行では給食か弁当持参かは、各自治体の判断に委ねられております。保護者にとっては給食があるのか、お弁当を用意するのか、非常に大きな問題です。利用者のニーズに沿うことを重視するならば、家庭的保育でも給食を推進していく必要はあると考えています。

ただし、家庭的保育者が保育時間中に調理をすることはできませんので、さきに述べた家庭的保育補助者のほかの調理専用の職員を数時間雇用することを前提としなければ対応できません。また、保育者の居宅に保育専用の調理設備を用意することが物理的に難しいケースもあります。自園調理を推進する場合も地域の実情に応じて、弁当持参なども認められるあり方がよいのではないかと考えております。

12ページの「(4) 耐火基準」については、現行で特に問題ないと思います。

14ページの「(5) 連携施設等」についてですが、前回の委員会でも発言しましたが、連携保育所については保育内容の充実や保育の質の向上、保護者からの信頼などの点で有効であると思います。今後とも家庭的保育事業には、ぜひ連携保育所の配置をお願いしたいと思います。

家庭的保育事業ガイドラインでは、連携保育所の設置は市町村が行う体制整備の一つと

して位置づけられています。連携保育所の配置が難しいという声をよく耳にしますが、公立保育所だけではなくて、私立保育所も対象となることの周知が必要ですし、私たちが連携保育所と交流してきた経験から言えば、施設や設備の活用、職員との連携などが行われれば、必ずしも連携先に0歳児などの家庭的保育の対象児と同じ年齢の児童がいる必要はないと思います。

卒園後の受け皿ということですが、卒園後の受け皿があることは大事なことだと思いますけれども、保護者の希望を第一に尊重してほしいと思います。

連携保育所のことは以上でございました。

そして、さらに市町村が行う体制整備として家庭的保育事業には家庭的保育支援者という保育室を巡回する支援者が位置づけられています。主として保育所OBを活用して、家庭的保育支援者による巡回指導が行われて、家庭的保育者のニーズをくみ取り、現任研修を企画してくれたりしています。資料の中には、家庭的保育支援者について触れられていませんが、この仕組みも今後ともぜひ継続していただきたいです。

最後ですが、御説明にはありませんでしたが、家庭的保育者が最も気にしていることについて触れさせていただきます。先般、小規模保育事業についての検討が行われて、小規模保育C型が現在、家庭的保育事業の小規模型グループ保育から移行するものとして位置づけられております。これは主にNPO法人などが運営する家庭的保育事業が想定されていると思いますが、グループ型小規模保育の中には、個人事業主としての家庭的保育者が2人あるいは3人で、居宅外の保育室を共同で使用して保育する方があり、その数も増えてきております。

その対象事業は6人、9人、10人などですが、このようなケースも小規模保育事業に移行することが想定されているのか。あるいは家庭的保育事業の共同型として継続するという道もあるのでしょうか。家庭的保育事業はそもそも対象とする子どもは最大5人までと規定された事業ですが、この数年間の間にさまざまに展開されてまいりました。

私どもとしましては、資料の1ページの図にあるように、子どもの数で線引きすることが一番明確なのではないかと考えております。このことについて、国あるいは委員の皆様はどのようにお考えになるのでしょうか。御意見をお聞かせいただけたらと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○無藤隆部会長 ありがとうございました。

それでは、坂本委員、お願いします。

○坂本秀美委員 ありがとうございます。公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

私どもの協会の主たる事業が居宅訪問型でございますので、まずは今回、居宅訪問型につきまして、意見等を申し述べたいと思います。

まず、16ページの「②居宅訪問型保育事業の位置付けについて」、奥山委員からもおっしゃっていただきましたように利用の理由は例規もございますが、さまざまあります。た

だ、最初に申し上げたいのは、利用の理由以前に0歳児や年齢が小さいほど、個別的に子どもが慣れている環境である家庭で保育をすることが子どもにとっても有効であるということ。これを前提にして考えていただきたいと思っています。

その上で、多胎児や親の送迎が困難であるという理由も、例示以外に含まれてくるかと思えます。さらに、育休後の復帰時期の利用もあります。保育所の入所を前提に、育休からの復帰計画を立てるのですが、待機児童が多い地域では入所時期が決まりにくいとため、企業側にとっても、働く側にとっても復帰時期を特定することは非常に難易度の高いところ。この時期において、居宅型訪問事業を利用することができれば、労使ともども計画的に育休がとれたり、あるいは付与できたりすることができるのではないだろうかとも考えております。

私どもの事例で申し上げますと、保護者の方の中には、すぐにフルタイムで復帰するのではなくて、子どもの年齢が低いうちは短時間勤務をし、年齢が上がるにつれてその後に延ばしていきたいという方もいらっしゃいます。現段階において、利用時間が一定の時間以下のものに関しましては、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業の中に含まれるという整理がされていると思えます。しかしながら、今のところ、一時預かり事業の中には居宅訪問型保育が位置づけられていないのが現状です。つきましては、一時預かり事業の中にも、居宅訪問型を明確に位置づけていただければ、働く保護者の選択肢を増やすことにつながると考えておりますので、御検討をいただければと思っております。

次に、6ページ、従事者の資格要件について、かねてから申し上げておりましたが、子育て経験とか保育経験あるいは看護師、幼稚園教諭など多彩な学問を持つ人たちが質の高い研修を受けることによって、居宅訪問型保育の担い手となるように人材の積極的な育成と活用をしていきたいと考えております。

私どもの協会では平成3年の設立以来、人材の養成、質の向上に特に力を注いでまいりました。26ページ以降で私どもの資格認定制度や研修の概要を掲載いただいております。先ほど宮下委員からも御意見をいただきましたように、こうした研修を重ねていくことによって多彩な人材の活用をしていきたいと思っております。また、私どもでは認定ベビーシッター資格取得指定校制度を設けまして、保育士養成校の先生方と一緒に連携を図り、これらの研修を今後、全国的にもっと広げていけるように努めているところでございます。

また、個別の論点における食事の提供のあり方につきましては、先ほど橋本課長より御説明をいただきましたように、1対1の保育でございますので、子どもの安全を第一に考え、子どもから目を離すことのないように、調理は今後も保護者のほうにお願いをしていきたいと考えているところです。

安全面につきまして、耐火基準等は、各御家庭に出向くものですから、ご家庭に何らかの規制というのは難しいかもしれません。しかしながら、子どもの安全面という意味で考えた時、例えば一般の家庭に求められている消火器の設置や煙探知機等は必須としたほうがよろしいのではないかと考えているところです。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

大分時間も押してきたので、できる限り簡潔なところでよろしくお願いします。

では、榊原委員。

○榊原智子委員 ありがとうございます。簡潔に。

先ほど家庭的保育のところ、鈴木委員から御指摘のあった研修、補助者についての御指摘に私も賛成です。実は私も14年前ですけれども、1年間保育ママさんにお世話になりました。自治体にきちんとした制度があったので、結果として、とてもお世話になり感謝しているのですが、預けた当初は密室の中で孤立している保育で大丈夫かということがずっとわからず、大変不安だったということがありました。

杉並区なんですけれども、ちゃんと巡回指導をしていくシステムがあり、定期的に研修を受けるようなシステムもあり、それで保育の質が担保されていたということがありまして、私も自治体が責任を持って巡回指導し、保育環境がきちんと維持されているのか。保育者が孤立し、何か相談を抱え込んでいないかということのを定期的にチェックしていただくことはやっていただく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、居宅訪問型保育の役割をどう考えるかというところで、多胎児のいらっしゃる家庭も対象としたほうがいいのではないかと御指摘に私も賛成です。これは議論があるところなのかもしれないのですが、一人親家庭で出張があったり、また、泊まり勤務などがあるようなときの保育に、こうした保育も使えるのではないかと。必要なのではないかと。今、実家が遠くて、実家には頼れない。また、実家の祖父母も介護を抱えている等々、実家に頼れない若い人たちが増えていることを考えると、そこにも役割を検討する必要があるのではないかと。ただ、余りにも際限なく対象が広がることも問題なのかもしれないので、問題提起として申し上げたいと思いました。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

小室委員、お願いします。

○小室淑恵委員 ワーク・ライフバランス代表の小室です。

16 ページにつきまして、2点ございます。

1点目は、事業所内保育所に関してです。事業所内保育所のコンサルティングをさせていただく中で、多くの企業があきらめてしまう理由がやはり社員の子どもの割合が高くないといけないというところで非常にあきらめてしまうケースが多くて、ここは少し考え方を整理すべきではないかと思っています。事業所内託児所の大きな意味合いは、復帰すると決めた日に確実に復帰できるということを狙っているのが大きな目的なのですが、長くいる場所ではありません。

理想的には、地域のところに早めに入れるのが小学校への移行としても一番いいので、それを狙っているということを見ると、長くいる場所ではなくて、確実に復帰の日に復帰できるためというような位置づけで、事業所内保育所があるというところの考え方が整

理されるといいのではないかと考えていますというのが1点目です。

2点目は、②のベビーシッターの居宅訪問型に関してです。ここに例1、例2という形で、こういった役割を担うのではないかと書いていただいておりますが、そこにもう一つあったらいいかなと思ったのが、待機児童になった子どもに関してということが入るといいのではないかと思いました。

確かに障害を持つお子さんなどが最優先かと思うのですが、例えば3つ以上の保育施設に申し込んだのだけれども、全てに入れなかったというようなケースの場合は対象にするというような、何かしらのとり得るエビデンスがあってというようなものを一つ入れていくと非常に現実的ですし、今、主にベビーシッターの方に頼む方は、そういったシチュエーションが多いのではないかと考えています。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎弘樹委員 認定NPO法人フローレンス代表の駒崎です。

居宅訪問型についてです。まず、本事業について、基本理念を3つの角度から定義できるのではないかと考えています。

1つ目は、集団保育ではこれまで受け入れづらかった子どもたちを受け入れられるという仕組みにすべきだと思っています。資料がお手元に1枚ございますので、もしよろしければご覧になっていただきながら、お聞きいただければと思います。

それは特にこちらにも書いてありますが、障害児や慢性疾患児等です。特に障害児に関しては一般家庭と比べると常時雇用率が7分の1ということで、障害児を持ちながら働くというのは非常に厳しい環境ですし、また、応諾義務はあれど、なかなか地域の保育園で預かってくれないという状況は現場では実際にあります。ですから、そういったときにきちんと預かってあげられるような、これまでの集団保育ではなかなかこぼれ落ちてしまっていた子どもたちをきちんと受け入れられる仕組みにすべきであるというのが1。

2つ目は、既存の認可保育所では、これまで時間的に受け入れられなかったというようなところをカバーできるような仕組みにしてはいかがか。例えば夜間や深夜帯で働く救急救命医や福祉関係者、医療関係者の方々がいらっしゃいます。こういった方々に寄り添えるような仕組みであってほしいですし、また、昨今で働き方も多様化して、祝日等には必ず出勤をしなくてはいけないサービス業の方々もいらっしゃいます。

こうした方々のために認可保育所を365日開けるという方向性ではなくて、祝日等に関してはこうした居宅訪問型を活用していくという形で、施設と訪問型が多様な形でコラボレーションをしながら、セーフティーネットになっていくというふうにしていけばいいのではないかと考えています。

3つ目、緊急時等でこれまで対応できなかったシチュエーション、状況で子どもたちに保育を提供できるという仕組みにしてはどうか。例えばこちらにも書いてありますが、既

存の保育所がいきなり撤退してしまった、明日からどうしようというような緊急時。また、施設型の病児保育が全くなくて、いかんともしがたいというような山間地域。そういったところでの病児保育等をさまざまなシチュエーションで使えるというような形にすることによって、これまでの保育所という施設からこぼれている、あるいは時間的にシチュエーション的にこぼれているような子どもたちへのセーフティーネットとして使うものとして居宅訪問型を位置づけることを提案できたら、それは非常に全ての子どもたちに保育の光を提供できるようになるのではないかと考えております。

要件についてですけれども、どなたか委員がおっしゃったように、多様な人材が担い手となれるように一定の質の高い研修を課した上で、多くの方々が担い手になれるようにすべきだと思います。また、吉田委員や山口委員がおっしゃったような働き方の部分に関しては、せっかく例えば自閉症の子どもを一日お預かりするときに慣れてきたのに、次の人に交代みたいな形でできてしまうと、子どもたちの最善の利益という部分においては、やはり愛着形成の部分とかで問題がありますので、単純に6時間たったら45分できょうなら、ではない仕組みぜひ御検討いただけたらと思います。

次に、事業所内保育所です。事業所内保育所の協議会である事業所内保育団体連合会にヒアリングを行いました結果を、こちらに書いております。要は自社のための福利厚生の施設というところから、自社を含めた地域のための地域資源という形で位置づけを変えて、地域の子どもたちも多く受け入れられるようにすべきだということを事業所内保育所自身、思っているということです。

ですので、事業所内、自社の従業員児童比率は5割なくてはいけないということではなく、3割というような形で引き下げて、多くの地域の子どもたちを助けられるような仕組みに変貌していけばいいかなと思います。また、小規模保育等認可保育の仕組みを準用していき、20人未満に関しては小規模保育の仕組みに準じる、20人以上であれば、認可保育園の仕組みに準じるという形であれば、うまく整理ができていいのではないかとことを事業者自身もおっしゃっていました。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原慶子委員 ありがとうございます。全国市長会三鷹市長の清原です。

この地域型保育事業につきましては、新制度のもとで市町村による認可事業であり、地域型保育給付の対象として位置づけられておりますので、大変重い責任を感じながら、委員の皆様の御意見を聞かせていただきました。

そこで1点目の「家庭的保育事業等」について申し上げます。鈴木さんを初めとする、いわゆる保育ママさんには国の制度になる以前から、この取り組みを切り拓いてきてくださいました。そういう実績があればこそ、改めて今回、地域型保育給付の対象として位置づけられたものと感謝しております。だからこそ、やはり連携保育園というのは第一義的

に市町村と連携をしながら、きちんと対応をしていくことが今後とも重要と考えております。

また、新たに国の制度になったことなどを踏まえ、職員数、資格要件、面積基準等は現行基準を踏襲することが、まずは必要と考えています。その上で子どもたちの安全・安心の観点からも居宅を保育施設で使うということになっておりますので、そのあたりは建築基準法等との整合性をきちんと取る必要もあると考えています。

次に、「研修」について申し上げます。家庭的保育に求められている研修要件につきましては、三鷹市の場合は東京都の市ですが、三鷹市独自で行うだけでなく、東京都の研修が大変有効に機能しています。先ほど秋田委員からも御提案がありましたように、都道府県と市町村、そして、養成校が連携していく必要について、私も多いに共感しているものでございます。

身近な基礎自治体も研修には最大限努力をいたしますが、やはり都道府県による強力な研修における支援体制は有効であり、自治体規模等によってはなかなか研修の体制が十分とれないところがございますが、家庭的保育についてニーズは多く、担い手も多くいるところもございますので、このことについては強く提案を申し上げたいと思います。

次に、「事業所内保育事業」について申し上げます。従来の雇用保険事業による事業所内保育事業と新制度における事業所内保育事業は、どのように関係していくのかということについては、尾身委員も御質問をされましたので、後ほど事務局から御説明を改めてしていただければと思います。

この地域型保育事業と位置づけられたということは、一定のいわゆる地域枠というものがもちろん求められてくるものと思いますので、その比率をどのように考えていけばいいのか。あるいは広域入所の場合、他の自治体の児童の卒園後の受け皿をどのように地域として対応していくかなどの課題が存在します。従来は率直に申し上げまして、雇用保険事業の運営費補助が5年から10年の打ち切り補助であったこと。また、児童の年齢区分に応じた積み上げ補助ではなかったことから、制度普及が進みにくかったという状況があります。

それが今回、地域枠の課題はありますけれども、地域型保育給付の対象となったことによって、改めて事業所内保育事業を新設される場所もあるでしょうし、今後、今までどおりの形を継続される場所もあるでしょう。そうしたところをどのように棲み分けていくかということなど、新しい基準づくりの中での課題であると思います。

最後に「居宅型保育事業」について申し上げます。このたび地域型保育給付の対象として居宅訪問型の保育事業が位置づけられたことは画期的ではないかと思えます。坂本委員を初め、これまでいろいろ取り組みをされてこられた方の資格の認定も含めた質を上げる取り組みがあればこそ、このような位置づけだと思えます。

さて、市町村というか市の立場としては、地域型保育給付の対象とするとき、全ての居宅訪問型保育事業を対象とすることが妥当なのか。それとも利用対象者を先ほど来、例示

されております病児であるとか障害のある児童であるとか個別ケアが必要な場合、あるいは多胎児の場合など、何らかの要件をつけて一応対象者を絞っていくことが、いわゆる公費を給付するときに求められるのかどうか。あるいは居宅訪問型保育事業を担っている方の資格基準を一定程度求めていくのか。

もちろん、これは研修の義務あるいは認定などの条件整備が前提でございますけれども、そのようなことにするのか。すなわち市の立場としては障害児対応や病児対応、あるいは産休明け保育等で確かな需要がある分野だと認識していますが、それ以外、ファミリーサポートセンター事業や病児保育事業も行っているわけなので、奥山さんがおっしゃいましたように、その事業とどういうふうに棲み分けることが妥当なのか。そして、緊急避難的に利用された方にも地域型の保育給付を支給することが妥当なのかどうか。この辺は今日結論できることではございません。

ただ、問題の所在として、改めて事業として位置づけられたことから、今後も一定のスタートをしたとしても、その利用の実態や課題を見ながら修正しなければいけないことがあり得るタイプの事業が居宅訪問型保育事業だと思います。とにかく滑り出すというか、スタートするというのが大切でございますし、利用されていない国民の理解を得るためにも、この会議等を通して、ニーズはありますし、実際の実践もあるわけですから、より客観的に「公費を支給することの妥当な基準」について、まとめ上げてスタートできれば幸いと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○無藤隆部会長 ありがとうございました。

最初に申し上げましたが、このことは今日だけで決めることではないので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

質問が幾つかございましたので、お願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 それでは、御質問をいただいた点についてコメントをさせていただきます。

まず、尾身委員のほうから新制度上の基準を満たしたものと雇用保険の助成との関係の御質問をいただきました。例えば雇用保険の助成金を受けて施設整備を行ったもの、あるいはその後、運営をしてきたもの。そういったものにつきまして、自社の従業員の利用が減少してきて余裕もあるという状況のところがある一定の地域枠等を設けて、今度はこの認可を受けて地域型保育給付を受ける方向に切り替えるといったものは当然想定されますし、また、十分考えられるかと思えます。

雇用保険からの助成金と地域型保育給付、両方を同時に受けるという形は、これはなかなか想定しがたいと思えますけれども、そういった形で助成金としての役割分担をしていくということは十分考えられるのではないかと思います。また、この地域型保育給付を受ける形で認可を受けたものが、自社労働者の需要がふえてきたというときに、自社労働者のほうの利用に限りたいという御希望があるときには、逆にそここのところでは雇用保険の

事業を受けるもののほうに、また改めて転換をすることも場合によってはあるかもしれません。そこら辺はどういった形でやっていくのかというところは、今後の課題として柔軟に考えていきたいと思っております。

労働基準法との関係につきまして、こちらからも問題点として提起しているわけですが、先ほどの山口委員からの御質問にございましたように、労働基準法の第34条の中に第3項といたしまして、使用者は第1項の休憩時間を自由に利用させなければならないという規定がございます。

これにつきまして、先ほどの御質問の中にごございましたように、この各号の一に該当する労働者については適用しないという例外が2つございまして、警察官、消防員、常勤の消防団員及び自立支援施設に勤務する職員で児童と起居を共にする者。2号といたしまして、乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居を共にするものというのがございます。

こういったものと類似のものとする余地があるのかどうかという点について、私自身も今はこれを担当しているわけではございませんので、何とも申し上げかねますけれども、こういった条項があることを前提といたしまして、今後担当する部局のほうとも相談をさせていただきたいと思っております。

鈴木委員から、小規模保育のC型のもの家庭的保育の間の役割分担といえますか、仕分けということについての御質問あるいは御意見があったかと思えます。改めて本日の資料2の1ページをお開きいただきたいと思いますが、今回の法改正をするに当たりまして、この5人と6人のところで線引きをいたしまして、事業としての区分けをしたわけがございます。

ただ、先ほどの委員からの御質問にございましたように、例えば個人事業主として家庭的保育をやられている方が場所的に隣り合うところでグループ的に連携し合ってやっていくというケースまで、これを小規模保育という範疇に含めていくのか。それとも、それはたまたま家庭的保育が2つのグループで協力しながらやっているという感覚でとらえていくのか。その辺は今後の運用の方針といたしまして、まだ十分にそこのところの議論が尽くされていないところかと思っております。子どもたちに対する安全・安心できる保育を提供するという観点で、そこのところをどう運用するのが妥当なのか。さらに今後の議論を深めていく中で、そういう点については私どもとしても考えていきたいと思えます。

坂本委員から一時預かりと居宅訪問との関係の御議論がございました。また、地域子ども・子育て支援事業につきまして、一時預かり事業をこの中で議論いただくことは別途あるかと思えます。そういった中で先ほどいただいた御意見等も参考にしながら、今後私どもとしても検討させていただきたいと思えます。

とりあえず以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、残り2つなのですけれども、今3時10分過ぎになりましたね。

それぞれ 30 分までは当然いかないわけでありますので、最初に申し上げたように、これらの議題につきましては次回以降も議論を進めます。特に公定価格につきましては、ある意味では一番重要な問題ですけれども、これは次回に決めるということではなくて、数回議論を重ねていき、個別の資料がまだ出てきておりませんので、それらを見ながらということに当然ながらなります。

ということで、今日は確認制度もそうですけれども、公定価格も事務局からの御説明をお聞きいただき、今日、はっきりさせたいことについて限定的に御質問をいただき、詳しい御意見については次回以降、あるいは次回までの間に書面等で事務局にお寄せいただくことで、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、確認制度について御説明をお願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 では、お手元の資料 3 をお開きいただきたいと思います。確認制度の中でも、特に運営基準との関係につきまして御議論をいただければと思います。

5 ページ、運営基準の中に盛り込むことが想定されるような事項を利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理運営等の関する基準、撤退時の基準、この 4 つのカテゴリーで分けて並べさせていただいております。このほかにもいろいろあるかもわかりませんが、とりあえずこういった分類にしております。

それぞれのカテゴリーごとに少しずつ検討の視点という形で、今回赤い字で書き加えさせていただきます。

まず、この利用開始に伴う基準のところ提供する教育・保育の内容等につきましても説明等についてのことでございます。この中で、事前説明という形で行う事項はどの範囲にするのか。あるいはそのときの方法をどういったやり方とするのかということも挙げさせていただきました。また、施設型給付あるいは地域保育型給付という形で行われる契約を伴う施設の場合と、私立保育所のような市町村との契約のケースで若干手続が違っている部分もあろうかと思っております。そういったことも踏まえての検討でございます。

2 番目に応諾義務につきまして、法律上、規定されていることといたしまして、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとなっているわけでございますが、具体的に主な御意見で正当な理由を明示しておく必要があるのではないかといった御意見もいただいているところでございます。

検討の視点といたしまして、この定員に空きがない場合とか、あるいは定員を上回る利用の申し込みがあった場合とか、その他特別な事情がある場合など、こういったものを挙げさせていただきましたが、特にその他特別な事情のある場合につきましては、施設や事業の受け入れ能力体制との関係、あるいは利用者負担について滞納があるような場合、そういったこととの関係。あるいは保護者と施設事業者との間でのトラブルがあるような場合。

こういったさまざまな場面が想定されるわけでございますけれども、慎重に整理をしていく必要があるだろうと思っておりますし、情報を公表するという仕組み、あるいは代行徴収と

いいまして、事業者にかわりまして市町村のほうで強制徴収をするという規定が今回創設されていることも踏まえる必要がございます。児童福祉法の中で措置制度が今回新たに設けられたということもございます。こういったことを踏まえながら検討していく必要があると考えております。

7ページ、定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考でございます。国が定める選考基準に基づき選考することが1つはございますけれども、検討の視点の中で抽選ですとか先着順ですとか、あるいは建学の精神等設置者の理念に基づく選考。こういったものが恐らく考えられると思いますし、特別な支援が必要な子どもについて、どのように考えていくかという問題。保育認定を受けた子どもの場合は、市町村のほうで利用調整するという点などに留意をしながら検討をいただきたいと思います。

支給認定証の確認あるいは申請の援助という点につきましては、あらかじめ支給認定が切れていないかどうかということの確認ですとか、あるいは利用開始時にまだ支給認定を受けていないような、そういう時間がなかったような、そういうケースなどが想定されますので、こういった点の検討でございます。

8ページ、教育・保育の提供に伴う基準ということで、まず、幼稚園教育要領あるいは保育所保育指針等に則った教育・保育の提供につきましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）、こういったものに基づいて提供するという。あるいは地域型保育事業につきましては、保育所保育指針に準じて提供していく。こういったことが考えられるかと思っております。

虐待の禁止等を含めまして、子どもの適切な処遇につきましては、現行の保育所の基準がございます。こういったものを踏まえて検討していただくということかと思っております。

連携施設との連携という点につきましては、これは地域型保育事業の認可基準の議論と並行ということでございますが、小規模保育等の議論の中でこれまで御議論をいただきましたような保育内容に対する支援、卒園後の受け皿という面、そういったものから明確にしていくことが一つ求められるかと思っております。

逆に連携を求められる場合である保育所・幼稚園との教育・保育施設につきましては、こういった連携の求めがあった場合には、市町村の調整に協力をするというところを考えていく必要もあろうかと思っております。

9ページにまいりまして、上乗せ徴収等の取り扱いでございます。いわゆる公定価格として定められますコスト、それに伴います利用者負担。こういったものを今後また別途御議論いただくわけでございますけれども、そういったものは受領することを求めながら、それ以外に実費徴収なり、あるいは実費徴収以外の上乗せ徴収ということが出来る旨を定めることを基本とする。この実費徴収についてのルール、あるいは実費徴収以外の上乗せ徴収についてのルール。こういったものを今後いろいろ突っ込んだ御検討をいただく必要があると思っております。

参考ということで制度改正の検討時の整理をここに挙げさせていただいておりますが、

実費徴収につきましては、この特別な教材費や制服代などについて認めるということ。国のほうでの実態調査の結果を踏まえて、上限額に関する基準を定めるということ。あるいは低所得者に対しては公費による補足給付を行うということ。こういったことが書かれています。実態調査の結果等につきましては、追ってまたお示しをしていきたいと思っておりますし、補足給付については13事業の議論の中で別途、また御議論をいただければと思っています。

実費徴収以外の上乗せ徴収につきましては、ここで1、2、3という形で一定のルールを設けております。同時に※にございますように当分の間、市町村及び社会福祉法人以外のものが設置する施設に限るという形にしてはどうかという形で整理がなされております。こういったところ、制度改正検討時点での整理を踏まえて、改めてどのようにしていくかというところの突っ込んだ御議論をいただければと思っています。

10ページ、管理運営等に関する基準の中で、運営規定の策定がございます。このところで老人福祉施設の運営規定とか、あるいは学校教育法施行規則の中に定められております学則。こういったものを一つの参考になるものとして挙げさせていただいておりますが、こういった重要な事項につきまして、どこまで規定として定めていただくかという点を含めまして、今後御議論をいただければと思います。

個人情報の管理につきまして、支給認定証に書いてあることはもちろん、それ以外のことについてもいろいろと子ども・子育て支援法に基づく事業をしていくにあたりましては、当然いろいろなプライバシーに係る情報を持つこととなりますので、そこについては適切な管理、配慮が必要でございますし、退職後も正当な理由なく漏らすということがないようにすることも必要かと思っておりますし、逆に地域型保育事業から3歳になって、この教育・保育施設のほうに移る場合の接続ですとか、あるいは幼稚園や保育所等から小学校のほうに進学する場合の小学校への接続です。こういった逆に情報提供が必要と思われる場面もございますので、そういったところも想定したルールが必要かと思っております。

11ページ、事故発生の防止あるいは発生時の対応という点につきましては、事故が発生した場合の保護者ないし家族あるいは市町村に対する報告ということ。事故発生時の状況や措置に関する記録をとるということ。あるいは再発防止のための検討を行うということ。あるいは情報の公表をどういうふうにしていくか。こういった類似の事項を防止するという意味での事故の情報の蓄積ないしは分析、こういったものをどうしていくか。非常に多くの論点がここにはあるだろうと思っていますので、まずここに提示をさせていただきます。

評価につきましては、自己評価と学校関係者評価、第三者評価とございます。自己評価については全てのところに対しては求めていく方向とする。学校関係者評価ですとか第三者評価につきましては、こういったものを受けることに努めるというふうにしていただく。ないしは公定価格の中でコスト評価といったところをあわせて御検討いただくということかと思っております。

苦情処理につきましては、受付窓口の設置などの必要な措置を講じるという方向かと思えます。会計の区分でございますけれども、施設型給付あるいは地域型保育給付という、こういった個人給付型の給付の創設を受けまして、個人種別、法人種別ごとの会計処理を求めるといふこと。公費の透明性の確保の観点から施設ごと、あるいは事業ごとのこういった区分経理を求めるといふこと。その上で財務諸表の公表を求めるといふことが考えられるかと思えます。

さらに、こういった区分経理や情報公表を前提としながらでございますが、給付費と委託費という若干性格の異なる経費が出てまいりますので、こういった区分けと取得制限との関係について、どのように考えるか。この点についても突っ込んだ御議論をいただければと思っております。

撤退時のルールといたしまして、撤退あるいは定員減少ということを行うに当たりましては、3か月以上の予告期間を設けるといふこと。あるいは継続利用を希望する方に対する連絡調整その他の便宜の提供といったことにつきましては、法律上のルールがあるわけでございますが、あわせてこの検討の視点といたしまして、そういったところでの継続利用を希望する子どもについての受け入れ先となる施設や事業につきましては、そういった定員の弾力化などの配慮が必要かという面もございまして、そういった点もあわせて御検討をいただければと思えます。

最後のページに業務管理体制の整備ということで、これも前回と同じ資料をつけてございますが、今回は特につけ加えておりません。また、これについては次回以降、御議論をいただければと思えます。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、途中で申し上げたように、特に今日質問ということや、あるいは論点があるいろいろな挙がっておりますが、そのあたりの取り扱いとか足りない論点などを中心に御意見、御質問をお出しいただければと思えます。

それでは、挙手をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

では、秋田委員からお願いします。

○秋田喜代美委員 ありがとうございます。確認制度に関しても質の保証というところから何点かポイントだけお願いと意見を述べさせていただきます。

7ページ、定員を上回る場合の応諾義務とともに、定員を上回る場合の選考に関して、これまでも議論をしてきたことですが、特に特別な支援が必要な子どもについて、全ての子どもに保証するという意味での体制が整っている施設の場合には、本当に優先的に選考するというようなことをやはり設定することが必要なのではないかと考えております。これは同様のことが今度は特別支援ではありませんが9ページ目でも、例えば低所得者に対する公費による補足給付を行うというように、さまざまな経済的にハンディーを持つ子や心身に身体的なハンディーがある子ども同じように受けられるようにというようにと

ころを検討の観点として、ぜひとも考えていただきたいと思います。

8ページに戻りますが、地域型保育事業に関しましても、保育所保育指針に準じるというようなところで、細かなところは検討が必要になりますが、基本はこれに準じて全ての子どもが同じような形で受けられる権利の保障を決めていただきたいと思います。その上で上乗せ徴収に関して、これは9ページになりますが、あらかじめ額や理由をきちんとどういう教材とか、どういう方針だから実費が必要になるのかということの明示が必要になると私自身は考えております。これらが全ての子どもに同じような保育の質を提供するという観点で必要になると思っております。

また、次に質のさらなる向上ということを考えてときに、11ページ目ですけれども、自己評価については全ての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、努力義務ではなく、義務として求めるという方向性を検討していく。その上で第三者評価に関しても将来的にも受信に努めるという努力義務というような形で、質の向上に努める仕組みをつくることが必要なのではないかと考えております。

最後はお金の問題ですが、会計区分につきましては公費を投入いたしますので、ずっと申し上げてきていることですが、やはり別の収益事業への繰り入れ等を制限するということを明示して、公費を全ての子どもたちの質の高い保育のために利用するというようなことを明記していただきたいと考えます。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員。

○吉田大樹委員 9ページの上乗せ徴収のところですが、これは今、御発言があったとおり、やはり低所得者の方々が実費上乗せで払わなければいけないということがあってあきらめてしまうことがないように、きちんとそこはフォローするような状況をつくっていただければと思います。

もう一点、11ページの事故発生のところですが、ここに加えるかどうかは別ですが、特別養護老人ホームの認可基準のところでは、衛生管理が入っている一方で、ここでは入っていないので、そういった意味では衛生管理はまさに質にかかわる部分だと思っておりますので、例えば疾病などの情報とか、そういったところもしっかり盛り込めるようにしていただければと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員。

○北條泰雄委員 以前、基本制度ワーキング等では、大分こころは議論したわけですが、基本制度は本会議の前提とはしないということでございますので、改めて確認をさせていただきたいと思います。

福祉の事業を主になさっている方々から見れば、応諾義務あるいは公定価格は当たり前

の話で何ら疑問はないと思います。しかしながら、子ども私立学校法のもとで生きてきた者から見れば、応諾義務と公定価格はそもそもそういうものに縛られる私立学校は存在するのかという疑問が元来あるわけでございます。したがって、この応諾義務と上乗せ徴収等につきましては、私立学校の独自性を尊重する観点から柔軟なものにしていただく必要が当然でございます。

私立学校法で私立学校の独自性、建学の精神というのは尊重されるべきものとされておりますので、改めて私立で幼保連携型認定こども園になるものが、これは私立学校だという御説明が前にありましたので、私立学校法の規定を適用し、その独自性は尊重されることを御確認いただきたいと思います。

2番目に評価でございますが、ただいまの秋田先生と同様であります。教育・保育の質の向上という観点からの評価を重々御確認いただきたいと思います。

12ページ以降の会計の問題であります。これも実は基本制度ワーキングのときに大分お伺いして、曖昧だったところがございます。会計監査はどうなっているのかということの基本制度ワーキングの中でもお伺いをいたしました。やはりここに至っても会計監査については何も触れられておりませんので、どういうことになるのかということを確認させていただきたいと思います。

私立学校は現在、学校法人会計基準にのっとっております。社会福祉法人がどうなっているか、社会福祉法人会計基準が恐らくあるのでしょうかけれども、その現行の会計基準と新幼保連携型認定こども園での会計基準がどういう関係になっているのかということをお教えいただきたいと思います。

12ページで撤退ルールがありましたけれども、3カ月以上の予告期間を設けるということでありますが、これはいろいろなケースがあって、本当に在籍している学生、生徒、幼児に迷惑をかけてしまうようなことが過去になかったことは言えないわけです。大変迷惑をおかけするようなケースもあったわけです。しかし、これは極力在籍しているお子さんについては、修了・卒業するまではしっかり見届けるのが当たり前のことでありますので、法的に3カ月というようなことを設けるのは、これはそうなのかもしれませんが、行政指導等においては在籍しているお子さんをしっかりと修了を見届ける、こういう方向での行政指導をきちんとお願いしたいと思います。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

確認制度における上乗せ徴収については、秋田委員や北條委員が発言されたように、原則明らかにしていただくことが必要かと思っております。

また、評価の部分についても秋田委員や北條委員が言われたように、全ての事業に求めていくべきと思いますが、より小さな地域型保育事業については、それを支えていく体制

を整備、構築していくことが必要ではないかと考えます。

撤退時のルールについては、会計区分のことも考えて、例えば現在、社会福祉法人に課せられているようなルールと、その他の事業体のルールと、整合性を持たせていくことが必要であると思っています。

幼保連携型認定こども園の認可基準についてこの場で発言の時間をいただきたく存じます。職員の配置基準については、検討事項に「満3歳以上の学級編制に留意し、指導計画の策定や園内研修の時間の確保に留意する必要があるのではないか」と記述されていました。これは学級編制上の指導計画だけではなく、0・1・2歳も含めた個別計画を作成しなければならない子どもたちの指導計画、個別計画を含めた、そういう意味での時間の確保を考慮すべきだと考えます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員。

○坂崎隆浩委員 日本保育協会の坂崎でございます。

まず、6ページの応諾義務についての関係で、これまで多くの委員の中から、今日は渡邊先生のほうからありましたが、障害児保育の充実強化につながる意見が大変出ています。施設側には応諾義務が課せられていますけれども、施設側の受け入れ態勢に関しての施設型給付や地域子ども・子育て支援事業を始めとして、どこにも全く触れられていない状況がずっと続いています。財源措置を一般財源で対応するとしても、障害児の対応についての基本的な基準については国として何らかの方針を明記すべきではないかと考えております。これが1点目です。

2点目は、9ページ目の確認制度関係の上乗せ徴収のことについてです。今回の上乗せ徴収につきましては、法人による違いによって区別をつける方式を示しております。新たに検討されます、今日これから説明があります公定価格も含めた施設型給付というのは、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付であって、その給付額をどう考えていくのかと考えていくと、今回は教育と保育の質を上げることが前提条件ですから、これまでのような教育・保育の質の最低を保障する水準ではなくて、標準的な質を保障する給付水準が基本的にあるのだと思います。

そういう中で、今回の上乗せ徴収をどういうふうに考えていくのかということが大きな論点だと思います。現行の保育制度では上乗せ徴収は原則として認められておりませんので、実態的にこれをどういうような形での上乗せ徴収なのかということがイメージとしてわかりませんので、やはり学校法人または幼稚園の必要な理由を具体的に示す必要等があるのではないか。

また、上乗せ徴収等の取り扱いについては、幼保連携型認定こども園に限らず、施設種別に共通したルールの必要性を検討していくことが必要なのではないかと、今回この障害児保育のことと上乗せ徴収の2点について意見を述べさせていただきます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎弘樹委員 短く1点だけです。確認制度に関して、事故情報に関してです。現状のたたき台では、事故発生時の対応としか書いていないのですが、これを重大事故実績の有無とその詳細報告という形で、きちんと重大事故について報告して、それを利用者がインターネット等を通じて見られるという形にしていきたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

清原委員で終わりにします。

○清原慶子委員 ありがとうございます。全国市長会三鷹市長の清原です。

1点のみ意見を申し上げます。6ページの「応諾義務」に関連して申し上げます。この応諾義務の場合、正当な理由について論点を検討の視点として整理していただきました。

1点目、定員に空きがない場合。2点目、定員を上回る利用の申し込みがあった場合。そして3点目、「その他、特別な事情がある場合」。

この、「その他、特別な事情」というのは、ここに例示されております何らかの対象者の条件で施設事業の受け入れ能力や体制がない場合等ですが、先ほど坂崎委員も問題提起をされましたが、かねてより渡邊町長さんも発言されておりますように、自治体の現場では、やはり障害のある子どもたちに対する保育・教育のあり方については大きな課題です。

この場合は難病や慢性疾患を持つ病児であるとか、あるいは発達障害等、特別な支援が必要な子どもの受け入れについては、確かにそれぞれの施設について受け入れが難しい施設があることは事実です。

しかし、現在、内閣府あるいは厚生労働省では、障害者総合支援法や障害者差別解消法などに基づいて、都道府県あるいは自治体とともに新たな障害者施策の取り組みについても検討を開始されています。そこでこの点については、今回は応諾義務のところでも重要な課題となっていますけれども、市町村においてはそれぞれ、また改めて国で検討されている指針に基づいて、新たな障害者の計画もちょうどつくる段階でもあります。そうであるならば、全ての子どもを適切な教育と保育の場で日々過ごしていただくためには、たまたま応諾義務のところでもそのような課題が象徴的にあらわれていますけれども、改めて市町村の責任を持った利用の調整の役割もあるのかなど。その役割を確認しております。

したがって、それぞれの地域において、地域型のさまざまな子育て支援の取り組みもこれからは新たな障害者にかかわる法律に基づいて、合理的配慮も進んでいきます。特に学校教育でもインクルーシブ教育ということで取り組みが進んでまいりますので、教育と保育の両面から、新たな子ども・子育て支援の新制度を考える私たちにおいても、積極的にどのようにすれば、障害等の事情のある子どもたちも適切に保育・教育の場を活用できるか、利用できるかということについて、改めて市長の1人としても、そのような調整の役割、連携の役割を果たしていきたいと思っておりますし、今日お集まりの委員の皆様もそれ

ぞれの団体等を通して、同じお気持ちでいてくださるものと思います。

したがって、そのような記述についても今後深めていただき、障害者福祉の分野との連携、子どもの発達支援の部分との連携なども強く進めていくことが実際的ではないかと感じましたので、そのように意見を申し上げます。よろしく申し上げます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、確認制度はまだまだ次回以降、議論を続けさせていただきます。

最後に質問がございましたので、お願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 先ほど北條委員のほうから会計監査あるいは会計基準についての御質問をいただきました。監査の仕方については、今後また統一的なルールをいろいろ検討する必要があると思いますので、そこについてはまだお答えが難しいかと思えます。

会計基準のほうでございしますが、保育所については設置主体制限を平成 12 年に撤廃した後、最初の段階におきましては設置主体を問わず、社会福祉法人会計基準によって会計処理を求めていたのですが、それはさすがに実態に合わないということがございまして、社会福祉法人会計基準に加えまして、学校法人会計基準あるいは企業会計基準といったものにより処理をしていただく。

さらに、その中で用途制限の関係の中で、資金収支計算書というものを社会福祉法人会計基準でつくっていただくか、あるいはそれにかえまして、資金収支計算分析表をつくっていただくということを求めてまいりました。新しい制度の中でどういった形で運用していくかということについては、さらにまたこれを踏まえまして御検討をいただきたいと思いますが、先ほど 12 ページのところ御説明しましたものというのは、あくまで法人種別ごとの会計処理を求めることを基本に置いておりますので、当然、学校法人であれば学校法人会計基準、あるいは企業であれば企業会計基準、こういったものを基本としながら、全体のルールを通じて、どこまで特別のルールとして求めていくか。こういった観点から御議論をいただければと思っています。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

○蝦名喜之幼児教育課長 もう一点、先ほど北條委員からの御質問の中で、新しい幼保連携型認定こども園は私立学校法上の学校であるか否か。これについては学校の定義の中に今回新しい幼保連携型認定こども園も含めた形にしてございますので、私立学校法上の学校であるということでございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、最後ということで、公定価格につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 それでは、資料 4 をご覧いただきたいと思えます。

1 ページ、概要ということで基本的なことが書いてございます。今回の制度改正の中で、給付あるいは委託費というものが想定されておりました、この基本構造といたしましては、

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用額。これが公定価格でございますが、そこから市町村のほうで定められる利用者負担額を控除したものが給付費となるわけでございます。給付費の場合と委託費の場合の構造の違いは、このページの下絵にあるとおりでございます。

2ページ以降でございますが、基本理念等ということで、法律上書かれていること、これまでの制度改正検討時点での整理、あるいは国会での附帯決議等々を書いてございますが、まず基本理念といたしまして、支援法2条の2項、3項に書かれておりますような良質かつ適切なもの、あるいは地域の事情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるようなもの。こういったものがございます。

公定価格の構造いたしまして、認定の区分あるいは保育の必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。こういった書き方が法律上されております。

手続面におきましては、内閣総理大臣のほうで定めるわけでございますが、文部科学大臣と厚生労働大臣に協議をするということと、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないということが規定されております。

制度改正検討時点での整理ということで書いたものの中で順次ご覧いただきたいと思いますが、最初のポチのところには、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定するということですか、あるいは次のポチのところには、人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行うとか、ページをめくっていただきまして、最初のポチのところでは、定員規模別あるいは地域別の単価設定を行う。あるいは休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する、施設の減価償却の一定割合に相当する費用等についても算定する。

職員の常勤、非常勤の別あるいは経験年数等について、これも公定価格への反映を検討するとか、こういったことがございます。

支払い方法につきまして、3歳以上児については3区分、3歳未満児については2区分程度におきまして、毎月初日の在籍児数を基本として毎月給付するということ。

これまで議論がいろいろ出ております、質の改善等につきましては、その次の○に■でいろいろ書いてございます。こういったさまざまな論点が出ております。

4ページの最初の○にございますように、職員配置の充実、職員の処遇改善、食育の推進あるいはキャリアアップの仕組みとあわせた処遇の仕組み。こういった点も制度改正時の整理といたしまして、出てきているものでございます。

(5)で、国会での附帯決議でございます。衆議院では最初のポチにございます、認定こども園につきましての配慮、小規模保育の普及等についてのもの。参議院のほうでは多数の項目がございますが、幼保間の公平性・整合性の確保、あるいは定員規模、地域の状況など、そういったものを反映するようにすることですとか、5ページのほうにまいりまして、やはり衆議院と同じ認定こども園についての配慮や地域型保育事業についての普及、

3歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員との待遇改善、低年齢児保育への促進など、こういったものに十分に考慮すること。あるいは幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園の移行が進むような配慮。

短時間利用の認定を受けたときにも、安定的・継続的に運営できるような特段の配慮。利用者負担につきましても応能負担、あるいは現行の利用者負担の水準をもとに両者の整合性の確保に十分配慮。こういったことが国会の附帯決議としてもなされているところでございます。

6ページのスケジュールでございます。最終的に公定価格は予算関連事項でございますので、27年度からの施行を前提といたしますれば、27年度予算編成を経て決めることになってまいります。ただ、新制度を円滑に施行するためには、国のほうで給付にかかわる骨格、算定構造とも言っているかと思いますが、これを早期に固めて26年度の早い時期に世の中に対して示していくということが必要と考えておりますので、そのような観点からこの部会におきます積極的な御議論をいただきたいと思っております。

7ページ、8ページは、現行の私学助成の仕組みを簡単に説明したものでございます。これをご覧いただきますと、それぞれの都道府県の判断によって決まっている部分が相当ございまして、その都道府県のほうで補助を行う場合に、その一部を国が補助するという仕組みでございまして、非常に多様な中身になっております。

算定方式といたしましては、囲みの中にございますような単価方式、標準的運営費方式、補助対象経費方式あるいは区割り方式、こういったさまざまなやり方がございまして、こういったものが組み合わさっているケースもございまして、また、都道府県ごとに助成額には差がございまして、最高額と最低額の間には約1.6倍の違いがございまして。

一般補助と特別補助と分かれてございまして、8ページをご覧いただきますと、一般補助のほうが幼稚園の経常的経費という形になっているわけではございますが、特別補助といたしまして、預かり保育あるいは子育て支援活動、特別支援教育、教育の質の向上を図るといった特色ある教育についてのもの。こういった特別補助という形に分かれているわけではございます。

一方、保育所のほうでございまして、9～10ページにかけまして、現在の保育所運営費の算定構造ということで、基本は児童1人当たりの月額単価という形で定まっております。ただ、その中には、この8つの区分がございまして地域区分、17の区分がございまして定員区分、所長の設置・未設置、低年齢区分。それから、民改費とありますが民間施設給与等改善費がございまして、この加算の4区分。こういった区分がございまして、こういったものを総合しますと、この下に単価表が出てございまして、こういった細分化されたものになっております。

さらに10ページにまいりますと、加算がございまして、地域に応じた加算、あるいは事業の実施状況に応じた各種の加算がございまして。

総じて見てみますと、10ページの下のところには保育所と幼稚園の収支構造の違いという

ことですが、総じて保育所運営費のほうは全国的な算定額を基本に定めておりますけれども、幼稚園のほうが都道府県の判断でなされているということ。保育所運営費のほうは、いわゆる最低基準の維持のための費用という観点からの公定価格で、その対象経費につきましても使途制限があるということに対しまして、私学助成のほうは自主性尊重という観点がございますので、対象経費も明確に示されているものではございませんし、使途制限もございません。こういったさまざまな違いがあるところを前提にお考えいただきたいと思っております。

11～12 ページにかけてでございます。公定価格をこの部会で御議論いただくに当たりまして、経営実態調査を行いまして、この制度施行に向けた基礎資料を得るということでさせていただいたところがございます。これは認定こども園である幼稚園、保育所を含むものでございますけれども、多くの施設に御協力をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思っております。全体として約3分の1の抽出率で御協力をいただいたところがございます。

調査の項目といたしまして、①～⑤にございますような施設の状況、施設の設備の状況、収支状況、実費徴収の状況、職員の状況。こういったものを中心に調査をさせていただきました。

基本的には、25年2月の状況で調査をさせていただきましたが、年間を通じての収支状況を始め、幾つかの項目につきましては23年度の状況ということで調べさせていただきました。

その結果につきましては、追ってまた順次分析を加えながら出していきたいと思っておりますが、13～14 ページにかけまして、調査結果の概要ということで平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況ということで、13 ページは幼稚園、この中には認定こども園である幼稚園も含まれます。

14 ページには保育所、これもやはり認定こども園である保育所も含まれます。こういった形で示させていただきました。

幼稚園のほうをご覧くださいますと、学生生徒納付金を始めとします消費収入、人件費を初めといたします消費支出ということで、収入と支出の構造がございまして、収入についての金額、支出についての金額、それぞれ9,000万円余り、8,800万円余りという金額で出ております。なお、調査の対象として回答をいただきました1,027の施設におきまして、平均定員は196人、平均の入所児童数は165人という状況でございます。

公立につきましては、右側の欄に数字を並べてございます。ただ、備考欄にございますように、公立施設の場合におきましては、私立の施設と違いまして、特別会計としての区分経理がされていない、あるいは施設ごとの区分経理をする形になっていないとか、さまざまな事情がございまして、施設ごとの収支収入、支出を正確に反映したものということになかなかありませんでした。こういった状況を御考慮をいただきたいと思っております。

14 ページ、保育所でございます。運営費収入を始めとします事業活動収入。なお、この

保育所の場合には、市町村で保育料を徴収いたしますので、その分の保育料も運営費収入に乗って入ってまいります。

人件費支出のほうを含めまして、事業活動支出がそれぞれございまして、収入額としまして約1億4,000万円ある。支出額といたしまして、1億3,600万円余りという形になっております。平均のこの調査での回答をいただきました1,317の施設の中で、定員数は123、入所児童数は132人という状況でございます。

公立については、なかなか実態を正確に反映することはなかなか難しかった面がございました。今後、論点をお示しをしながら、より細かい分析を行ったものを順次お示しをさせていただきたいと思っております。今回はこの2表だけにさせていただきましたけれども、今後とも引き続き分析をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

残り5分ということなので、質疑に入らないのですけれども、どうしても質問とか、あるいは資料についての御注目があればということで限定的になります。

それでは、尾身委員、お願いします。

○尾身朝子委員 ありがとうございます。今のまさに最後に御説明いただいた13ページ、14ページです。公定価格を検討するに当たりましては、地方単独負担分も含めて、どの程度のコストがかかっているのかということを経営別に細かく整理した上で、本部会で類型ごとに最終的に決定していくべきだと考えております。

したがって、この経営実態調査の資料におきましては、ぜひ自治体や事業主体ごとの調査結果、分析結果を御提示いただいて、それを踏まえて本部会で検討するべきだと思います。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

北條委員。

○北條泰雅委員 今の尾身委員の意見1つは賛成でございます。現在の幼稚園も保育所も認定子ども園もそれぞれ地方公共団体の負担で運営しているわけですので、そのコストをはっきり開示した上で、どういう制度設計にするのかを検討するのが当然だと、それはそれとしまして、この点は問題点がたくさんありますので、今日は結構ですが、その中で1つだけ次回にぜひ御説明をいただきたいことがございます。

1ページの四角の中の※の1つ目。私立保育所に対しては委託費として支払うという※があります。そのさらに下に※で、この基本構造は委託費も同様という記載がございます。机上の参考資料の中で子ども・子育て関連3法についての説明資料の7ページがございます。施設型給付を箱で示したものでありまして、その中に※で私立保育所については児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁するという書き方がされております。

従来からここは極めて疑問だったわけですが、御説明いただく機会が本日までございませんでした。ようやくその機会がまいりましたので、次回これはどういうことなのか。私はどう考えたって、これが施設型給付の中に入るとは思えないのですけれども、かくかくしかじかの理由で施設型給付なのだという御説明をいただきたいと思います。

とりわけ1ページのほうで、この基本構造は委託費も同様とおっしゃっておりますが、この施設型給付費のほうは個人給付なわけです。ところが委託費のほうは個人給付ではないのですが、これは基本構造が同じだなんて、そんなことは絶対に言えないはずだと思いますので、次回にしっかり御説明をお願いいたします。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、溜川委員。

○溜川良次委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

大きく分けて2つです。

1つは、公定価格は現行の保育所運営費をもとに恐らくつくられるだろうと想像しておりますが、現行の幼保連携型認定こども園が抱える保育所部分への運営費に関する疑問とあります。問題点を私どもは考えておりますので、この点を申し上げまして、今後の委員各位の議論の材料に供したいと存在します。

まず、第1点は、保育所運営費の中には、現在の幼保連携型認定こども園について100分の75というものが適用されております。これによって実は運営費について大変困っているなというところがございます。

幼保連携型になりますと、大体は幼稚園が認定こども園に移行したというケースが全国的に見ても多いことは明らかでございます。つまり3～5歳児の幼稚園の部分がどんと定員に加わるという形になります。定員区分の中では大きな施設規模の価格が適用されるというようなことをもとに考えられたのかなと思いますが、保育所機能部分は保育所の運営費が入り、保育所として求められるものがずっと求められてきたわけでございますので、100分の75による運営は現行制度において、みんなが大変困ってきたということを申し上げておきたいと思っております。

もう一つは、民改費の加算について申し上げます。現行では、いわゆる幼保連携型における幼稚園部門、幼児教育部門に携わる職員の経験年数が、いわゆる合同保育とか何かの部分では部分的に認められている自治体もあるように私どもは把握していますが、純粹なる幼稚園教育にあたる職員については、実は民改費の経験年数には幼保連携型認定こども園であっても認められていないと思っております。

その結果、例えば具体的に申し上げますが、幼稚園として幼稚園の子どもたちを30年も40年も仮に見た、あるいは10年、20年見た職員が保育所機能の職員になったとしても、民改費の加算には入りません。合同保育や幼保分けがたい仕事をしている中において、民改費の加算の対象となる、ならないということが現行の運営費にあることについて、今後考えられる公定価格においてはお考えいただきたいと存じます。

次に、直接この話ではありませんが、2点目は、正確な名前はうっかりしましたが、保育士の処遇改善のために特別なお金が出ております。一時金あるいはベースアップに使ってもいいよということで大変ありがたいものです。しかしながら、幼保連携型認定こども園においては片方だけ、保育所機能の職員の3、4、5歳の方には手当できても、今回の制度では幼稚園機能の部分の3、4、5歳の職員の手当を上げることができません。

したがって、今回の制度はいわゆる保育所に対して行われたものであり、幼保連携型認定こども園が対象とされていないと考えざるを得ません。

現実、子どもは幼と保の人事交流をやったり、あるいは同期で同じ法人に入って採用された人間は、当然どこかで職場が幼稚園から保育所、保育所から幼稚園に移ったりもいたします。同期で5年の経験がある者が、今回の処遇改善についてベースアップ等で対応した場合には、基本給が違うということが起きてしまいます。

今後の幼保の職員の交流とかその他につきましても難儀を要します。次年度にこの制度がまたあるかどうかはわかりませんが、保育所機能の職員だけではなく、幼稚園機能の職員にも、これは現行では文科省が手当をするべきことになるのかもしれませんが、認定こども園の幼保連携型については御配慮をいただきたく思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

○駒崎弘樹委員 時間がないので20秒で。ともすれば待機児童解消にだけ重点が置かれがちですけれども、特に一番弱い立場にいる子どもたち、社会的養護に関して、この公定価格の部分、予算がきちんと回るようにしてほしいです。特に施設養護だけではなくて、家庭的養護に関して、ほとんど日本ではお金が支出されていません。特別支援組には補助金はゼロです。

ですから、こういった状況を何とかするためにきちんと、待機児童対策もすごく大事ですけれども、家庭的養護にお金が回るように、そうした視点も事務局サイドにぜひ持っていただきたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

時間になってしまいましたので、最初に申し上げたように、本日の議題は次回以降に議論いたします。特に最後の公定価格は次回等に具体的な資料を挙げながら、より詳しく議論をさせていただく予定でございますので、ぜひ資料等を皆様方からもお出しください。

それでは、次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田浩志参事官 本日も大変長時間の御議論をいただきまして、ありがとうございます。ただ、なかなか十分な御議論がいただけていないと思いますが、さはさりながら、会議の時間は3時間ぐらいがやはり限度かなという気もいたしますので、大変恐縮ではございますが、本日の言い足りない部分は紙で御意見をいただくと大変ありがたく思います。よろしくお願いをいたします。

また、次回の部会でございますけれども、10月18日13時～16時ということで予定をしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、第5回「子ども・子育て会議基準検討部会」を終了いたします。お疲れさまでした。

～以上～